

自己株式処分並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成28年 3 月 第 2 回訂正分)

株式会社ウイルプラスホールディングス

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売出価格等の決定に伴い、金融商品取引法第 7 条第 1 項により有価証券届出書の訂正届出書を平成28年 3 月14日に関東財務局長に提出し、平成28年 3 月15日にその届出の効力が生じております。

○ 自己株式処分並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成28年 2 月19日付をもって提出した有価証券届出書及び平成28年 3 月 4 日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集400,100株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し202,600株(引受人の買取引受による売出し124,000株・オーバーアロットメントによる売出し78,600株)の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成28年 3 月14日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、自己株式処分並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には____罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

- (注) 4. 当社は、みずほ証券株式会社に対し、上記発行数のうち、12,000株を、福利厚生を目的に、当社従業員持株会(名称:ウイルプラス社員持株会)を当社が指定する販売先(親引け先)として、要請しております。引受人に対し要請した当社の指定する販売先の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 親引け先への販売について」をご参照下さい。なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。
5. 本募集並びに後記「第2 売出要項」の「1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出し78,600株を追加的に行います。なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご覧ください。

2 【募集の方法】

平成28年3月14日に決定された引受価額(1,729.60円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格1,880円)で募集を行います。

引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

<欄外注記の訂正>

(注) 5. の全文削除

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「発行価格(円)」の欄：「未定(注) 1.」を「1,880」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注) 1.」を「1,729.60」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注) 4.」を「1株につき1,880」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたしました。

発行価格等の決定に当たりましては、仮条件(1,730円～1,880円)に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。

当該ブックビルディングの状況につきましては、

①申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。

③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

以上が特徴でありました。

上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株式に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1,880円と決定いたしました。

なお、引受価額は1,729.60円と決定いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格(1,880円)と発行価額(1,470.50円)及び平成28年3月14日に決定された引受価額(1,729.60円)とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額は資本組入れされません。

4. 申込証拠金には、利息をつけません。

申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき1,729.60円)は、払込期日に株式払込金に振替充当いたします。

7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 8. の全文削除

4 【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受けの条件」の欄：2. 引受人は自己株式の処分に対する払込金として、平成28年3月24日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき1,729.60円)を払込むことといたします。

3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき150.40円)の総額は引受人の手取金となります。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 上記引受人と平成28年3月14日に元引受契約を締結いたしました。ただし、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、本募集による自己株式の処分を中止いたします。

2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄：「664,406,060」を「692,012,960」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「659,206,060」を「686,812,960」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 払込金額の総額は、自己株式の処分に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額 686,812千円については、「1 新規発行株式」の(注)6.に記載の第三者割当による自己株式の処分の手取概算額上限135,946千円と合わせた、手取概算額合計上限822,759千円を、店舗改装費用及び業務効率化を図るためのシステム関連の設備投資に445,506千円、残額を借入金の返済に充当する予定であります。

設備投資については、平成28年6月期においては、九州地区で1店舗の新規出店費用と2店舗の移転に伴う改装費用、2店舗のCI(注)変更に伴う改装費用、東京地区で1店舗のCI変更に伴う改装費用として、281,736千円を、また、販売管理システムの改修及び給与管理システムの導入に12,980千円を充当する予定であります。

また、平成29年6月期には、九州地区の4店舗のCI変更に伴う店舗改装を予定しており、150,790千円をこれに充当する予定であります。

残額については、平成28年6月期に短期借入金の返済資金に充当する予定であります。

なお、具体的な充当時期までは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

(注) 1. CIとは、コーポレート・アイデンティティ(Corporate Identity)の略称であります。ショールームやサービス工場に必要な床面積の基準や、家具、内装等に係わる各ブランドの取り決めのことをいい、通常、数年に一度更新されます。

2. 設備投資資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成28年3月14日に決定された引受価額(1,729.60円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)(2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格1,880円)で売出し(以下、「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「223,820,000」を「233,120,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「223,820,000」を「233,120,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 4. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご覧ください。

5. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご覧ください。

(注) 4. 5. の全文削除及び6. 7. の番号変更

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の記載の訂正>

「売出価格(円)」の欄：「未定(注) 1. (注) 2.」を「1,880」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注) 2.」を「1,729.60」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注) 2.」を「1株につき1,880」に訂正。

「元引受契約の内容」の欄：「未定(注) 3.」を「(注) 3.」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

3. 元引受契約の内容

金融商品取引業者の引受株数 みずほ証券株式会社 124,000株

引受人が全株買取引受けを行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額(1株につき150.40円)の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と平成28年3月14日に元引受契約を締結いたしました。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「141,873,000」を「147,768,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「141,873,000」を「147,768,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、みずほ証券株式会社が行う売出しであります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 2. に記載した振替機関と同一であります。

(注) 5. の全文削除及び6. の番号変更

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格(円)」の欄：「未定(注) 1.」を「1,880」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注) 1.」を「1株につき1,880」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、平成28年3月14日に決定いたしました。ただし、申込証拠金には利息をつけません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当による自己株式の処分とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である成瀬 隆章(以下、「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成28年2月19日及び平成28年3月3日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による78,600株の自己株式の処分(以下、「本件第三者割当による自己株式の処分」という。)の決議を行っております。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 78,600株
募集株式の払込金額	1株につき1,470.50円
割当価格	「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。 <u>(注)</u>
払込期日	平成28年4月20日(水)

(注) 割当価格は、平成28年3月14日に1,729.60円に決定いたしました。

(以下省略)

3. ロックアップについて

(省略)

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日(当日を含む)後180日目の日(平成28年9月19日)までの期間、継続して所有する旨の書面を~~差し入れております。~~

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けたものとの間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

4. 親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

<欄内の記載の訂正>

「d. 親引けしようとする株式の数」の欄：「未定（第1「募集要項」における募集株式のうち、12,000株を上限として、平成28年3月14日（発行価格等決定日）に決定される予定。）」を「当社普通株式 12,000株」に訂正。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、平成28年3月14日に決定された「第1 募集要項」における本募集に係る発行価格(1,880円)と同一であります。

(4) 親引け後の大株主の状況

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合は、平成28年2月19日現在の所有株式数及び株式総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引け~~を助案した~~株式数及び割合になります。

自己株式処分並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成28年 3 月 第 1 回訂正分)

株式会社ウイルプラスホールディングス

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成28年3月4日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 自己株式処分並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成28年2月19日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集400,100株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を平成28年3月3日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し202,600株（引受人の買取引受による売出し124,000株・オーバーアロットメントによる売出し78,600株）の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項を訂正するため、また、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」に「4. 親引け先への販売について」を追加記載し、「第一部 証券情報 第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画 (1) 重要な設備の新設等」の記載内容の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、自己株式処分並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には____線を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

- (注) 3. 発行数は、平成28年2月19日開催の取締役会において決議された公募による自己株式の処分に係る募集株式数であります。従って、本有価証券届出書の対象とした募集(以下、「本募集」という。)は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。
4. 当社は、みずほ証券株式会社に対し、上記発行数のうち、12,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会（名称：ウイルプラス社員持株会）を当社が指定する販売先(親引け先)として、要請してあります。引受人に対し要請した当社の指定する販売先の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 親引け先への販売について」をご参照下さい。なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

2 【募集の方法】

平成28年3月14日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。

引受価額は発行価額(平成28年3月3日開催の取締役会において決定された払込金額(1,470.50円)と同額)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。(略)

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「発行価額の総額(円)」の欄：「639,359,800」を「588,347,050」に訂正。

「計(総発行株式)」の「発行価額の総額(円)」の欄：「639,359,800」を「588,347,050」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 3. 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であります。

5. 仮条件(1,730円～1,880円)の平均価格(1,805円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は722,180,500円となります。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「発行価額(円)」の欄：「未定(注)2.」を「1,470.50」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は1,730円以上1,880円以下の価格といたします。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成28年3月14日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

需要の申告の受付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額(1,470.50円)及び平成28年3月14日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

8. 引受価額が発行価額(1,470.50円)を下回る場合は本募集による自己株式の処分を中止いたします。

4 【株式の引受け】

<欄内記載の訂正>

「引受株式数(株)」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「みずほ証券株式会社324,400、株式会社SBI証券26,200、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社20,900、いちよし証券株式会社5,200、岡三証券株式会社5,200、SMBCFriend証券株式会社5,200、マネックス証券株式会社5,200、岩井コスモ証券株式会社5,200、むさし証券株式会社2,600」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 1. 上記引受人と発行価格決定日(平成28年3月14日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、本募集による自己株式の処分を中止いたします。
2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(注) 1. の全文削除及び2. 3. の番号変更

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄：「692,012,960」を「664,406,060」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「686,812,960」を「659,206,060」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 2. 払込金額の総額は、自己株式の処分に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(1,730円～1,880円)の平均価格(1,805円)を基礎として算出した見込額であります。平成28年3月3日開催の取締役会で決定された会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額 659,206千円については、「1 新規発行株式」の(注)6.に記載の第三者割当による自己株式の処分の手取概算額上限130,523千円と合わせた、手取概算額合計上限789,729千円を、店舗改装費用及び業務効率化を図るためのシステム関連の設備投資に445,506千円、残額を借入金の返済に充当する予定であります。

設備投資については、平成28年6月期においては、九州地区で1店舗の新規出店費用と2店舗の移転に伴う改装費用、2店舗のCI(注)変更に伴う改装費用、東京地区で1店舗のCI変更に伴う改装費用として、281,736千円を、また、販売管理システムの改修及び給与管理システムの導入に12,980千円を充当する予定であります。

また、平成29年6月期には、九州地区の4店舗のCI変更に伴う店舗改装を予定しており、150,790千円をこれに充当する予定であります。

残額については、平成28年6月期に短期借入金の返済資金に充当する予定であります。

なお、具体的な充当時期までは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

- (注) 1. CIとは、コーポレート・アイデンティティ(Corporate Identity)の略称であります。ショールームやサービス工場に必要な床面積の基準や、家具、内装等に係わる各ブランドの取り決めのことをいい、通常、数年に一度更新されます。
2. 設備投資資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等」の計画の項をご参照下さい。

第 2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

<欄内記載の訂正>

「売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称」の欄：

「みずほキャピタル第3号投資有限責任組合」を「みずほキャピタル第3号投資事業有限責任組合」に訂正。

「三菱UFJキャピタル3号投資有限責任組合」を「三菱UFJキャピタル3号投資事業有限責任組合」に訂正。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「233,120,000」を「223,820,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「233,120,000」を「223,820,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 4. 売出価額の総額は、仮条件(1,730円～1,880円)の平均価格(1,805円)で算出した見込額であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「147,768,000」を「141,873,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「147,768,000」を「141,873,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 5. 売出価額の総額は、仮条件(1,730円～1,880円)の平均価格(1,805円)で算出した見込額であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当による自己株式の処分とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である成瀬 隆章(以下、「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成28年2月19日 及び平成28年3月3日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による78,600株の自己株式の処分(以下、「本件第三者割当による自己株式の処分」という。)の決議を行っております。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 78,600株
募集株式の払込金額	<u>1株につき1,470.50円</u>
割当価格	未定(「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。)
払込期日	平成28年4月20日(水)

(以下省略)

3. ロックアップについて

(省略)

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日(当日を含む)後180日目の日(平成28年9月19日)までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けたものとの間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

4. 親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

a. 親引け先の概要	<u>ウイルプラス社員持株会(理事長 湯原信行) 東京都大田区南千束1丁目3番8号</u>
b. 当社と親引け先との関係	<u>当社グループの従業員持株会であります。</u>
c. 親引け先の選定理由	<u>従業員の福利厚生のためであります。</u>
d. 親引けしようとする株式の数	<u>未定(第1「募集要項」における募集株式のうち、12,000株を上限として、平成28年3月14日(発行価格等決定日)に決定される予定。)</u>
e. 株券等の保有方針	<u>長期保有の見込みであります。</u>
f. 払込みに要する資金等の状況	<u>当社は、払込みに要する資金として、社員持株会における積立て資金の存在を確認しております。</u>
g. 親引け先の実態	<u>当社グループの従業員で構成する従業員持株会であります。</u>

(2) 株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、前記「3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、発行価格等決定日(平成28年3月14日)に決定される予定の「第1 募集要項」における本募集に係る発行価格と同一となります。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式 数の割合 (%)	本募集及び引 受人の買取引 受による売 出し後の所有株 式数(株)	本募集及び引受人 の買取引受による 売出し後の株式総 数に対する所有株 式数の割合(%)
成瀬 隆章	東京都品川区	1,114,320 (2,200)	43.36 (0.09)	1,114,320 (2,200)	43.36 (0.09)
株式会社ゼロ	神奈川県川崎市幸区 堀川町580番地ソリッ ドスクエア西館6階	143,400	5.58	143,400	5.58
三井住友海上火災 保険株式会社	東京都千代田区神田 駿河台3丁目9番	121,680	4.73	121,680	4.73
みずほキャピタル 第3号投資事業有 限責任組合	東京都千代田区内幸 町1丁目2番1号	142,840	5.56	93,240	3.63
三菱UFJキャピ タル3号投資事業 有限責任組合	東京都中央区日本橋 1丁目7番17号	142,840	5.56	93,240	3.63
齊田 勇	福岡県大野城市	85,660 (35,000)	3.33 (1.36)	85,660 (35,000)	3.33 (1.36)
損害保険ジャパン 日本興亜株式会社	東京都新宿区西新宿 1丁目26番1号	66,660	2.59	66,660	2.59
柴田 学爾	神奈川県横浜市青葉 区	52,660 (20,600)	2.05 (0.80)	52,660 (20,600)	2.05 (0.80)
りそなキャピタル 2号投資事業組合	東京都中央区日本橋 茅場町1丁目10番5 号 エスエフ茅場町 ビル2階	71,420	2.78	46,620	1.81
ウィルプラス社員 持株会	東京都大田区南千束 1丁目3番8号	17,420	0.68	29,420	1.14
計	二	1,958,900 (57,800)	76.22 (2.25)	1,846,900 (57,800)	71.86 (2.25)

(注) 1. 所有株式数及び株式総数に対する所有株式数の割合は、平成28年2月19日現在のものです。

2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合は、平成28年2月19日現在の所有株式数及び株式総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引け(12,000株を上限として算出)を勘案した場合の株式数及び割合になります。

3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

4. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容
該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項
該当事項はありません。

第二部 【企業情報】

第3 【設備の状況】

3 【設備の新設、除却等の計画】(平成28年1月31日現在)

(1) 重要な設備の新設等

< 欄内の記載の訂正 >

「提出会社」の「販売管理システム」の「資金調：「自己株式処分資金」を「自己株式処分資金、借入金及び自己資金」に訂正。

「提出会社」の「給与管理システム」の「資金調：「自己株式処分資金」を「自己株式処分資金、借入金及び自己資金」に訂正。



自己株式処分並びに株式売出届出目論見書

平成28年2月

株式会社ウイルプラスホールディングス

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式639,359千円(見込額)の募集及び株式233,120千円(見込額)の売出し(引受人の買取引受による売出し)並びに株式147,768千円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成28年2月19日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

自己株式処分並びに株式売出届出目論見書

株式会社ウイルプラスホールディングス

東京都大田区南千束1丁目3番8号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当箇所をご参照ください。

1. 事業の概況

当社グループは、新車、中古車、車輛整備並びに損害保険の代理店を行う事業会社として、FCA ジャパン株式会社の正規ディーラーとして販売を行うチェッカーモータース株式会社、ビー・エム・ダブリュー株式会社の正規ディーラーとして販売を行うウイルプラスモトーレン株式会社、ボルボ・カー・ジャパン株式会社の正規ディーラーとして販売を行う帝欧オート株式会社の連結子会社3社と持株会社である当社により構成されております。

当社グループは、輸入車販売関連事業の単一セグメントであるため、セグメント情報は記載せず、主要なサービスについて記載しております。

(株)ウイルプラスホールディングス		
チェッカーモータース(株)	ウイルプラスモトーレン(株)	帝欧オート(株)
資本金 50百万円	資本金 50百万円	資本金 30百万円
インポーター FCAジャパン(株)	インポーター ビー・エム・ダブリュー(株)	インポーター ボルボ・カー・ジャパン(株)
店舗 店舗数：12 拠点数：14	店舗 店舗数：7 拠点数：8	店舗 店舗数：5 拠点数：5
取扱ブランド 	取扱ブランド 	取扱ブランド 

注 店舗数は建物の数で、拠点数はブランド別でカウントしショールームとサービスの建物が別でも同一でカウントしております。

■ 主な取扱車種

チェッカーモータース(株)



Jeep Renegade



Alfa Romeo GIULIETTA



FIAT 500X



ABARTH 595

ウイルプラスモトーレン(株)



BMW 3シリーズ



BMW X1



MINI 5ドア



MINI CLUBMAN

帝欧オート(株)



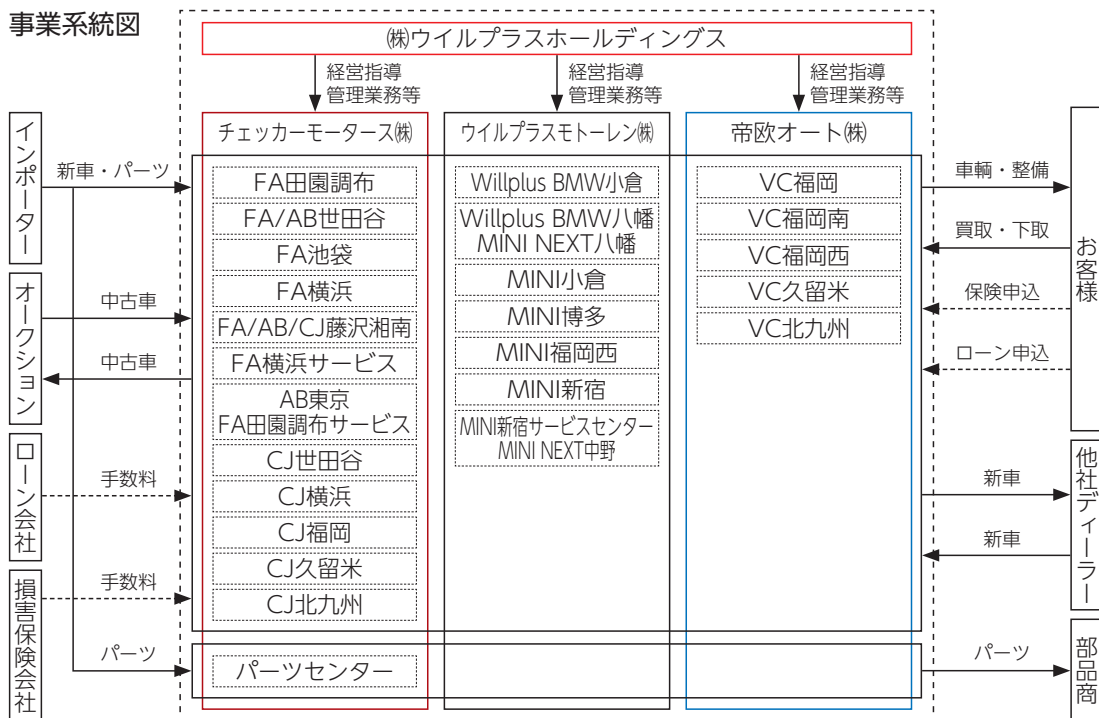
VOLVO V40



VOLVO XC90

2. 事業の内容

事業系統図



注 1 FAとは「フィアット/アルファロメオ」の略、ABIは「アバルト」の略、CJとは「クライスラー・ジープ」の略、VCは「ボルボ・カーズ」の略です。

2 -----内が当社グループに該当します。

① 新車

各事業会社が正規ディーラーとして、各インポーターから仕入れた新車を販売しております。チェッカーモータース株式会社は、フィアット、アルファロメオ、アバルト、クライスラー、ジープブランドのすべての新車を取り扱っており、東京都、神奈川県、福岡県にて14拠点を outlet しております。ウイルプラスモーター株式会社は、BMW、MINIブランドのすべての新車を取り扱っており、東京都、福岡県にて8拠点を outlet しております。帝欧オート株式会社は、ボルボブランドのすべての新車を取り扱っており、福岡県にて5拠点を outlet しております。

② 中古車

各事業会社にて、各ブランドの高年式低走行の認定中古車を中心に販売しております。商品の仕入は、新車販売時の下取、買取、オートオークションにより行っております。

③ 業販

下取した他社ブランドの中古車をオートオークションで販売しております。また、他社ディーラーと新車や中古車の在庫を融通しあいます。

④ 車輛整備

販売した車輛を中心に整備、修理や車検を主なサービスとしております。一部拠点を除き、ショールームと併設する形でサービス工場を設置しております。

⑤ その他

損害保険会社の代理店として自賠責保険や任意保険等の販売を行っております。また、チェッカーモータース(株)では、インポーターから直接、車輛のパーツを仕入れ、部品商に対して車輛パーツを卸しております。

3. 事業の特徴

当社グループは、創立以来、輸入車販売を通じて、「輸入車のある生活を提案し、より多くの皆様と豊かさ、楽しさ、喜びを分かち合い、関わるすべての人々を温かい笑顔に変えていく挑戦を続ける。」ことを、当社グループの存在意義とし、単にモノを売るのではなく、ライフスタイルまでを含む提案を行うことにより、顧客に豊かな生活を提供してきたと考えております。

■ ブランド戦略

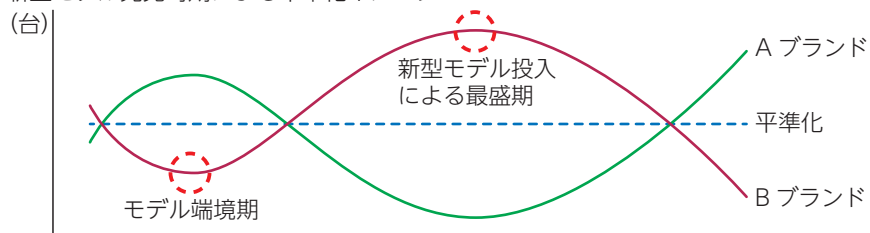
特定のブランドに依存することなく、複数のブランドを取り扱うことにより、ブランド間の新型モデル投入時期の差異による販売サイクルの影響を平準化を図っております。

国内の年間新規登録台数が10,000台以上のブランドをメジャーブランド、1,000台～10,000台のブランドをニッチブランドと位置付け、メジャーブランドにおいては販売の安定化を目的とし、ニッチブランドにおいては販売シェアを高めることによって高収益化を図っております。

主な新型モデル発売時期

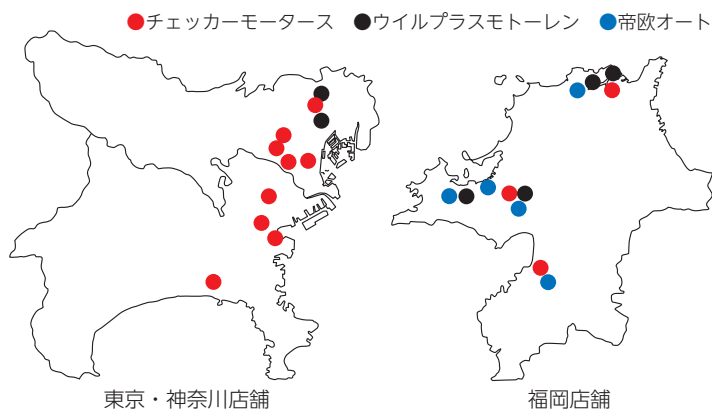
	2010年				2011年				2012年				2013年				2014年				2015年			
クライスラー												●		●										
ジープ					●				●								●						●	
フィアット			●										●										●	
アルファロメオ									●									●						
アバルト			●										●											
BMW	●	●			●			●	●	●			●	●			●	●	●			●		●
MINI					●		●		●				●				●		●					●
ボルボ					●	●							●	●										●

新型モデル発売時期による平準化イメージ

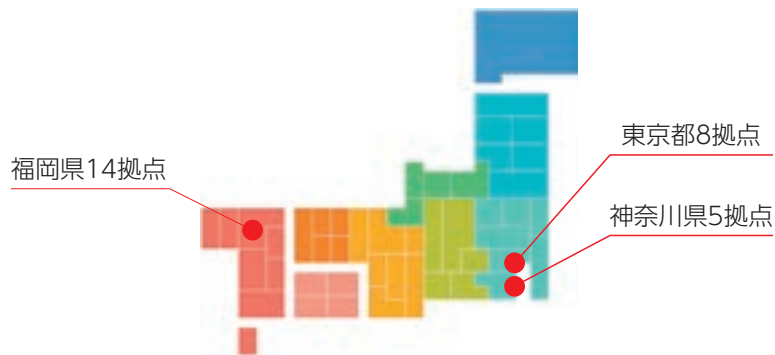


■ ドミナント戦略

人口100万人規模の都市とその周辺都市を特定地域とし、その特定地域に集中的な出店を進め、同一商圏の顧客囲い込みによる市場シェアの向上及び、店舗間の効率的な人員配置により生産性の向上を図っております。



4. 拠点の状況



東京



クライスラー/
ジープ世田谷



アルファ ロメオ/
フィアット田園調布



アルファ ロメオ/フィアット世田谷
アバルト世田谷



アルファ ロメオ/
フィアット池袋



アバルト東京 アルファ ロメオ/
フィアット田園調布サービス



MINI新宿



MINI新宿サービスセンター
MINI NEXT中野

神奈川



クライスラー/
ジープ横浜



アルファ ロメオ/
フィアット横浜



アルファ ロメオ/
フィアット横浜サービス



クライスラー/ジープ藤沢湘南
アルファ ロメオ/フィアット藤沢湘南
アバルト藤沢湘南

福岡



クライスラー/
ジープ福岡



クライスラー/
ジープ久留米



クライスラー/
ジープ北九州



Willplus BMW小倉



Willplus BMW八幡
MINI NEXT八幡



MINI小倉



MINI博多



MINI福岡西



ボルボ・カーズ福岡



ボルボ・カーズ福岡南



ボルボ・カーズ福岡西



ボルボ・カーズ久留米



ボルボ・カーズ北九州

注 店舗数は建物の数で、拠点数はブランド別でカウントしショールームとサービスの建物が別でも同一でカウントしております。

沿革

平成27年6月期

27拠点

- ・アルファロメオ/フィアット/アバルト/クライスラー/ジープ藤沢湘南を出店



クライスラー・ジープ藤沢湘南
アルファロメオ/フィアット藤沢湘南
アバルト藤沢湘南

平成26年6月期

24拠点

- ・WillplusBMW八幡、MINI NEXT中野、クライスラー・ジープ北九州を出店
- ・帝欧オート(株) (5店舗) 及びその子会社の(株)帝欧オートサービスを子会社化



ボルボ・カーズ福岡南

平成25年6月期

16拠点

- ・アバルト世田谷を出店



アバルト世田谷

平成24年6月期

15拠点

- ・アルファロメオ/フィアット世田谷、MINI博多を出店



MINI博多

平成23年6月期

15拠点

- ・チェッカーモータース(株)、(株)福岡クライスラー、(株)フォーピラーズを合併し、チェッカーモータース(株)に商号変更

平成22年6月期

15拠点

- ・クライスラー・ジープ世田谷、クライスラー・ジープ横浜の事業を承継
- ・BMW (2店舗)、MINI (2店舗) の事業譲渡を受け、BMW・MINIの取扱い開始
- ・MINI新宿、アルファロメオ/フィアット池袋を出店



クライスラー・ジープ世田谷

平成21年6月期

9拠点

- ・チェッカーモータース(株) (4店舗) の株式取得により子会社化
- ・日本最初の専門店としてアバルト東京を出店



アバルト東京

平成20年6月期

4拠点

- ・(株)フォーピラーズの事業譲渡により、フォードのディーラー事業 (1店舗、平成23年10月閉店)、インポーター事業等を開始
- ・当社設立し、(株)福岡クライスラー及び(株)フォーピラーズを子会社化

平成19年6月期

3拠点

- ・クライスラー・ジープ大田 (平成21年7月閉店)、クライスラー・ジープ久留米を出店



クライスラー・ジープ久留米

平成17年6月期

1拠点

- ・(株)福岡クライスラーの株式取得により、当社グループとしての事業開始



クライスラー・ジープ福岡

5. 業績等の推移

主要な経営指標等の推移

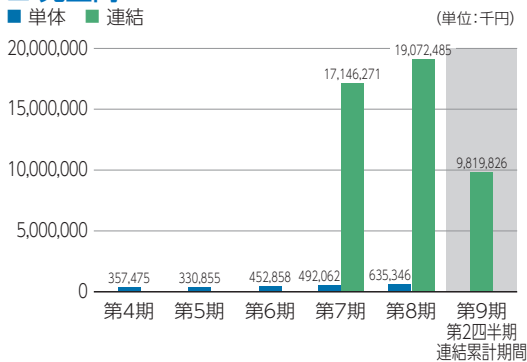
回次 決算年月	第4期 平成23年6月	第5期 平成24年6月	第6期 平成25年6月	第7期 平成26年6月	第8期 平成27年6月	第9期第2四半期 平成27年12月
(1) 連結経営指標等						
売上高 (千円)				17,146,271	19,072,485	9,819,826
経常利益 (千円)				870,545	673,000	460,852
当期（親会社株主に帰属する四半期）純利益 (千円)				500,000	416,111	281,948
包括利益又は四半期包括利益 (千円)				500,047	415,727	281,605
純資産額 (千円)				1,787,831	2,335,401	2,617,006
総資産額 (千円)				6,969,997	6,954,237	7,437,670
1株当たり純資産額 (円)				1,013.50	1,226.60	—
1株当たり当期（四半期）純利益金額 (円)				284.53	226.00	148.08
潜在株式調整後 1株当たり当期（四半期）純利益金額 (円)				—	—	—
自己資本比率 (%)				25.7	33.6	35.2
自己資本利益率 (%)				32.6	20.2	—
株価収益率 (倍)				—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)				358,977	△115,693	73,151
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)				△650,421	△178,481	△204,465
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)				459,894	292,366	△26,818
現金及び現金同等物の期末（四半期末）残高 (千円)				976,441	974,633	816,502
従業員数 (名)				296 [18]	310 [19]	316 [28]
〔ほか、平均臨時雇用人員〕						

回次 決算年月	第4期 平成23年6月	第5期 平成24年6月	第6期 平成25年6月	第7期 平成26年6月	第8期 平成27年6月
(2) 提出会社の経営指標等					
売上高 (千円)	357,475	330,855	452,858	492,062	635,346
経常利益 (千円)	57,290	2,142	49,372	83,441	188,711
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	57,271	△14,277	11,335	48,768	119,458
資本金 (千円)	150,000	150,000	150,000	155,319	168,238
発行済株式総数 (株)	114,528	114,528	114,528	115,872	119,136
純資産額 (千円)	677,905	663,628	287,569	346,977	598,279
総資産額 (千円)	1,196,554	1,087,924	733,729	1,604,113	2,479,760
1株当たり純資産額 (円)	5,919.13	5,794.46	3,310.84	196.70	314.23
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金 (△) (円)	500.07	△124.66	114.95	27.75	64.88
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	56.7	61.0	39.2	21.6	24.1
自己資本利益率 (%)	8.8	—	2.4	15.4	25.3
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (名)	17	26	41	42	37
〔ほか、平均臨時雇用人員〕					
	[3]	[0]	[1]	[3]	[5]

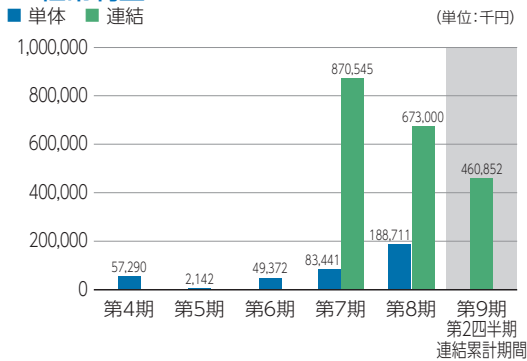
- (注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
3. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
4. 前連結会計年度（第7期）及び当連結会計年度（第8期）の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。なお、第9期第2四半期の四半期連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。なお、第4期、第5期、第6期の全数値（1株当たり配当額については全ての数値）については、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。
5. 平成27年11月16日開催の取締役会決議により、平成27年12月3日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり純資産額及び1株当たり当期（四半期）純利益金額を算出しております。
6. 平成27年12月3日付で株式1株につき20株の分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「[新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）]の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

回次 決算年月	第4期 平成23年6月	第5期 平成24年6月	第6期 平成25年6月	第7期 平成26年6月	第8期 平成27年6月
1株当たり純資産額 (円)	295.96	289.72	165.54	196.70	314.23
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額 (△) (円)	25.00	△6.23	5.75	27.75	64.88
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—

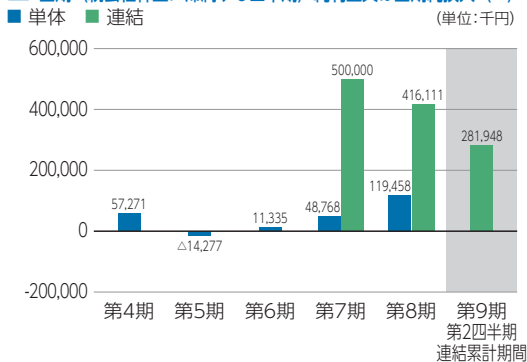
売上高



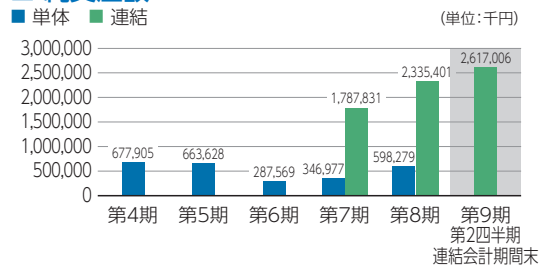
経常利益



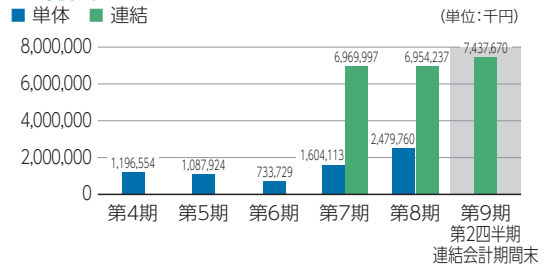
当期(親会社株主に帰属する四半期)純利益又は当期純損失(△)



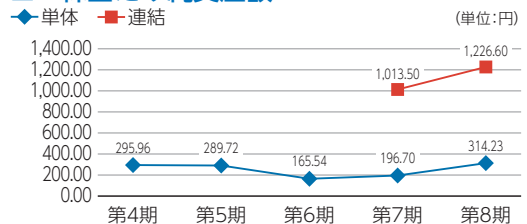
純資産額



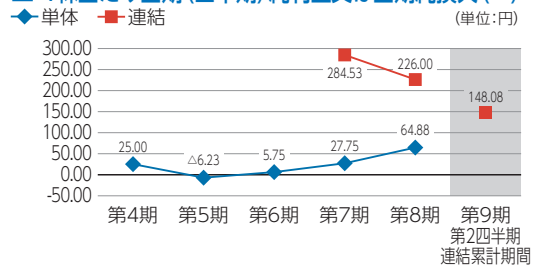
総資産額



1株当たり純資産額



1株当たり当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)



(注) 当社は、平成27年12月3日付で普通株式1株につき、20株の株式分割を行っております。上記「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)」の各グラフでは、当該株式分割が第4期の期首に行われたと仮定して算定した場合の数値を表記しております。

用語	説明
新車	初めてナンバー登録されて販売される車輛のこと。あるいは、未登録の状態の車輛のこと。
中古車	メーカーで生産された後、ナンバー登録された車輛のこと。あるいは、購入等によって消費者に利用された後、再び販売される車輛のこと。
業販	一般顧客に販売せず、オートオークション業者や他社ディーラーに販売する車輛及びその販売形態のこと。
インポーター	日本国内で、外国自動車メーカーからの輸入代理権を基に輸入車を扱う業者。
オートオークション	中古車事業者が参加して取引する中古車の卸売市場のこと。会場に車を集めて行う現車オークションやインターネットを利用したオークション。
正規ディーラー	インポーターと正規販売代理店契約を行っている自動車ディーラーのこと。

目次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	5
第2 【売出要項】	6
1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】	6
2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】	7
3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】	8
4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】	9
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	10
第二部 【企業情報】	12
第1 【企業の概況】	12
1 【主要な経営指標等の推移】	12
2 【沿革】	15
3 【事業の内容】	18
4 【関係会社の状況】	20
5 【従業員の状況】	21
第2 【事業の状況】	22
1 【業績等の概要】	22
2 【生産、受注及び販売の状況】	24
3 【対処すべき課題】	25
4 【事業等のリスク】	27
5 【経営上の重要な契約等】	30
6 【研究開発活動】	30
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	31
第3 【設備の状況】	34
1 【設備投資等の概要】	34
2 【主要な設備の状況】	35
3 【設備の新設、除却等の計画】	36

第4	【提出会社の状況】	37
1	【株式等の状況】	37
2	【自己株式の取得等の状況】	44
3	【配当政策】	45
4	【株価の推移】	45
5	【役員の状況】	46
6	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	48
第5	【経理の状況】	56
1	【連結財務諸表等】	57
2	【財務諸表等】	108
第6	【提出会社の株式事務の概要】	123
第7	【提出会社の参考情報】	124
1	【提出会社の親会社等の情報】	124
2	【その他の参考情報】	124
第四部	【株式公開情報】	125
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	125
第2	【第三者割当等の概況】	127
1	【第三者割当等による株式等の発行の内容】	127
2	【取得者の概況】	128
3	【取得者の株式等の移動状況】	130
第3	【株主の状況】	131
	監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成28年 2 月19日	
【会社名】	株式会社ウイルプラスホールディングス	
【英訳名】	Willplus Holdings co.,ltd.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 成瀬 隆章	
【本店の所在の場所】	東京都大田区南千束 1 丁目 3 番 8 号	
【電話番号】	03－3729－4301	
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 柴田 学爾	
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区南千束 1 丁目 3 番 8 号	
【電話番号】	03－3729－4301	
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 柴田 学爾	
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額	
	ブックビルディング方式による募集	639,359,800円
	売出金額	
	(引受人の買取引受による売出し)	
	ブックビルディング方式による売出し	233,120,000円
	(オーバーアロットメントによる売出し)	
	ブックビルディング方式による売出し	147,768,000円
【縦覧に供する場所】	(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。	
	該当事項はありません。	

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	400,100(注)3.	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 平成28年2月19日開催の取締役会決議によっております。

2. 当社は、平成28年2月19日開催の取締役会において、当社の発行する株式を以下の振替機関(社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。)にて取扱うことについて同意することを決議しております。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 発行数は、平成28年2月19日開催の取締役会において決議された公募による自己株式の処分に係る募集株式数であります。従って、本有価証券届出書の対象とした募集(以下、「本募集」という。)は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。なお、発行数については、平成28年3月3日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

4. 当社は、みずほ証券株式会社に対し、上記発行数のうち、12,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会(名称:ウイルプラス社員持株会)を当社が指定する販売先(親引け先)として、要請する予定であります。なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

5. 本募集並びに後記「第2 売出要項」の「1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご覧ください。

6. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、上記とは別に平成28年2月19日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議しております。なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当による自己株式の処分とシンジケートカバー取引について」をご覧ください。

7. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご覧ください。

2 【募集の方法】

平成28年3月14日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。

引受価額は発行価額(平成28年3月3日開催予定の取締役会において決定される払込金額と同額)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	400, 100	639, 359, 800	—
計(総発行株式)	400, 100	639, 359, 800	—

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1, 880円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は752, 188, 000円となります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	発行価額 (円)	資本 組入額 (円)	申込 株数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	— (注) 3.	100	自 平成28年3月15日(火) 至 平成28年3月18日(金)	未定 (注) 4.	平成28年3月23日(水)

(注) 1. 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、平成28年3月3日に仮条件を決定する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成28年3月14日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 平成28年3月3日開催予定の取締役会において、発行価額(会社法上の払込金額と同額)を決定する予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額及び平成28年3月14日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額は資本組入れされません。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。

申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成28年3月24日(木)(以下、「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。

7. 申込みに先立ち、平成28年3月7日から平成28年3月11日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が発行価額を下回る場合は本募集による自己株式の処分を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄の引受人の本店並びに全国各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 飯田橋支店	東京都新宿区下宮町2番1号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはありません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
みずほ証券株式会社 株式会社SBI証券 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 いちよし証券株式会社 岡三証券株式会社 SMBCFriend証券株式会社 マネックス証券株式会社 岩井コスモ証券株式会社 むさし証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 東京都港区六本木一丁目6番1号 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 東京都中央区八丁堀二丁目14番1号 東京都中央区日本橋一丁目17番6号 東京都中央区日本橋兜町7番12号 東京都千代田区麹町二丁目4番地1 大阪府中央区今橋一丁目8番12号 さいたま市大宮区桜木町四丁目333番地13	未定	1. 買取引受けにより ます。 2. 引受人は自己株式の 処分に対する払込金 として、平成28年 3月24日までに払込 取扱場所へ引受価額 と同額を払込むこと といたします。 3. 引受手数料は支払わ れません。ただし、 発行価格と引受価額 との差額の総額は引 受人の手取金となり ます。
計	—	400,100	—

- (注) 1. 平成28年3月3日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
2. 上記引受人と発行価格決定日(平成28年3月14日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、本募集による自己株式の処分を中止いたします。
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
692,012,960	5,200,000	686,812,960

- (注) 1. 新規発行による手取金の使途とは本募集による自己株式の処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本募集による自己株式の処分に係る諸費用の概算額であります。
2. 払込金額の総額は、自己株式の処分に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,880円)を基礎として算出した見込額であります。平成28年3月3日開催予定の取締役会で決定される会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)は含まれておりません。
4. 引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額 686,812千円については、「1 新規発行株式」の(注)6.に記載の第三者割当による自己株式の処分の手取概算額上限135,946千円と合わせた、手取概算額合計上限822,759千円を、店舗改装費用及び業務効率化を図るためのシステム関連の設備投資に445,506千円、残額を借入金の返済に充当する予定であります。

設備投資については、平成28年6月期においては、九州地区で1店舗の新規出店費用と2店舗の移転に伴う改装費用、2店舗のCI(注)変更に伴う改装費用、東京地区で1店舗のCI変更に伴う改装費用として、281,736千円を、また、販売管理システムの改修及び給与管理システムの導入に12,980千円を充当する予定であります。

また、平成29年6月期には、九州地区の4店舗のCI変更に伴う店舗改装を予定しており、150,790千円をこれに充当する予定であります。

残額については、平成28年6月期に短期借入金の返済資金に充当する予定であります。

なお、具体的な充当時期までは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

- (注) 1. CIとは、コーポレート・アイデンティティ(Corporate Identity)の略称であります。ショールームやサービス工場に必要な床面積の基準や、家具、内装等に係わる各ブランドの取り決めのことをいい、通常、数年に一度更新されます。
2. 設備投資資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却の計画」の項をご参照下さい。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成28年3月14日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)(2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下、「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	124,000	233,120,000	東京都千代田区内幸町1丁目2番1号 みずほキャピタル第3号投資有限責任 組合 49,600株 東京都中央区日本橋1丁目7番17号 三菱UFJキャピタル3号投資有限責任組 合 49,600株 東京都中央区日本橋茅場町1丁目10番 5号 りそなキャピタル2号投資事業組合 24,800株
計(総売出株式)	—	124,000	233,120,000	—

(注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。

2. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2.に記載した振替機関と同一であります。

3. 「第1 募集要項」における本募集による自己株式の処分を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。

4. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,880円)で算出した見込額であります。

5. 売出数等については今後変更される可能性があります。

6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご覧ください。

7. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご覧ください。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込 株数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名 又は名称	元引受 契約 の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 平成28年 3月15日(火) 至 平成28年 3月18日(金)	100	未定 (注) 2.	引受人の本店 並びに全国各 支店及び営業 所	東京都千代田区大手町一丁 目5番1号 みずほ証券株式会社	未定 (注) 3.

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。
2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成28年3月14日)に決定いたします。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係わる株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	78,600	147,768,000	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 78,600株
計(総売出株式)	—	78,600	147,768,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成28年2月19日開催の取締役会においてみずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式78,600株の第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議しております。また、みずほ証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当による自己株式の処分とシンジケートカバー取引について」をご覧ください。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における本募集による自己株式の処分を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,880円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2.に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込 株数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名 又は名称	元引受 契約 の内容
未定 (注) 1.	自 平成28年 3月15日(火) 至 平成28年 3月18日(金)	100	未定 (注) 1.	みずほ証券株式会 社の本店並びに全 国各支店及び営業 所	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. みずほ証券株式会社の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード) への上場について

当社普通株式は、「第1 募集要項」における募集株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含め、みずほ証券株式会社を主幹事会社(以下、「主幹事会社」という。))として、平成28年3月24日に東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)へ上場される予定であります。

2. 第三者割当による自己株式の処分とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である成瀬 隆章(以下、「貸株人」という。))より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成28年2月19日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による78,600株の自己株式の処分(以下、「本件第三者割当による自己株式の処分」という。))の決議を行っております。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 78,600株
募集株式の払込金額	未定(「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。)
割当価格	未定(「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。)
払込期日	平成28年4月20日(水)

また、主幹事会社は、上場(売買開始)日から平成28年4月15日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当による自己株式の処分における最終的な処分株式数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当による自己株式の処分における処分株式数が減少する、または自己株式の処分そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、貸株人である成瀬 隆章及び当社株主である株式会社ゼロ、三井住友海上火災保険株式会社、損害保険ジャパン日本興亜株式会社、齊田 勇、柴田 学爾、立石 俊光、松下 裕和は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後より起算して90日を経過する日(平成28年6月21日)までの期間(以下、「ロックアップ期間」という。)中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却(ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。)等は行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成28年2月19日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当等を除く。)等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けたものとの間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第 7 期	第 8 期
決算年月	平成26年 6 月	平成27年 6 月
売上高 (千円)	17, 146, 271	19, 072, 485
経常利益 (千円)	870, 545	673, 000
当期純利益 (千円)	500, 000	416, 111
包括利益 (千円)	500, 047	415, 727
純資産額 (千円)	1, 787, 831	2, 335, 401
総資産額 (千円)	6, 969, 997	6, 954, 237
1 株当たり純資産額 (円)	1, 013. 50	1, 226. 60
1 株当たり当期純利益金額 (円)	284. 53	226. 00
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	25. 7	33. 6
自己資本利益率 (%)	32. 6	20. 2
株価収益率 (倍)	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	358, 977	△115, 693
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△650, 421	△178, 481
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	459, 894	292, 366
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	976, 441	974, 633
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員〕 (名)	296 〔18〕	310 〔19〕

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

3. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。

4. 前連結会計年度(第 7 期)及び当連結会計年度(第 8 期)の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の 2 第 1 項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

5. 平成27年11月16日開催の取締役会決議により、平成27年12月 3 日付で普通株式 1 株につき20株の株式分割を行っておりますが、第 7 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の 1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益金額を算出しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成23年6月	平成24年6月	平成25年6月	平成26年6月	平成27年6月
売上高 (千円)	357,475	330,855	452,858	492,062	635,346
経常利益 (千円)	57,290	2,142	49,372	83,441	188,711
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	57,271	△14,277	11,335	48,768	119,458
資本金 (千円)	150,000	150,000	150,000	155,319	168,238
発行済株式総数 (株)	114,528	114,528	114,528	115,872	119,136
純資産額 (千円)	677,905	663,628	287,569	346,977	598,279
総資産額 (千円)	1,196,554	1,087,924	733,729	1,604,113	2,479,760
1株当たり純資産額 (円)	5,919.13	5,794.46	3,310.84	196.70	314.23
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益 金額又は当期純損失金 額 (△) (円)	500.07	△124.66	114.95	27.75	64.88
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	56.7	61.0	39.2	21.6	24.1
自己資本利益率 (%)	8.8	—	2.4	15.4	25.3
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員〕 (名)	17 〔3〕	26 〔0〕	41 〔1〕	42 〔3〕	37 〔5〕

- 注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
3. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
4. 前事業年度(第7期)及び当事業年度(第8期)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人により監査を受けておりますが、第4期、第5期及び第6期の財務諸表については、監査を受けておりません。
5. 第5期の自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
6. 当社は、配当を行っておりませんので、1株当たり配当額及び配当性向につきましては、それぞれ記載しておりません。
7. 平成27年11月16日開催の取締役会決議により、平成27年12月3日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算出しております。

8. 当社は、平成27年12月3日付で株式1株につき20株の分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成23年6月	平成24年6月	平成25年6月	平成26年6月	平成27年6月
1株当たり純資産額 (円)	295.96	289.72	165.54	196.70	314.23
1株当たり当期純利益 金額又は当期純損失金 額 (△)	25.00	△6.23	5.75	27.75	64.88
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—

2 【沿革】

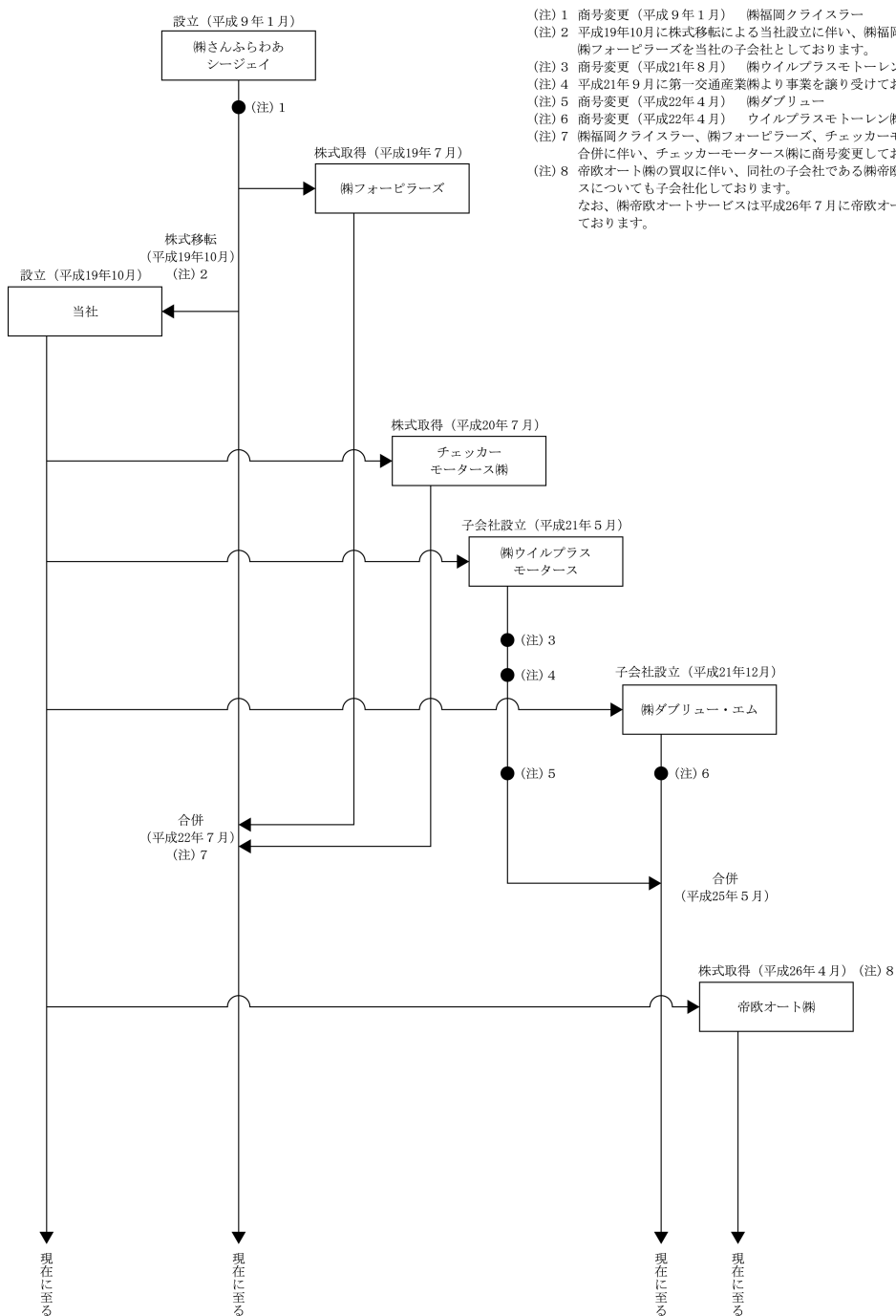
当社は、輸入車販売関連事業を行う3社の子会社をもつ持株会社であります。

当社グループの創業は、福岡県北九州市において当社代表取締役成瀬隆章の実父である成瀬斌英が、平成9年1月に、「株式会社さんふらわあシージェイ」（のちに株式会社福岡クライスラーに商号変更）を資本金50,000千円で設立したことに始まります。福岡市内に新社屋を構え、西日本地区で最初のクライスラーの正規ディーラーとして輸入車販売事業を展開して参りました。

平成16年10月、当社代表取締役の成瀬隆章が、自己資金等により同社株式を全株取得し、当社グループとしての事業活動が始まりました。平成17年7月に東京都大田区に、平成18年5月に福岡県久留米市にそれぞれ店舗を開設し、平成19年7月には事業拡大のためクインランド・カーズ株式会社の完全子会社である株式会社フォービラーズの株式取得により、米国フォード車のディーラー事業、インポーター事業、PDI（納車前検査）事業、パーツ（自動車部品）卸売事業と、事業範囲の拡大も図ってまいりました。

輸入車販売関連事業においてナンバーワン・オンリーワンを目指し、一定販売エリアにおける多重ブランド化戦略を推し進めておりましたが、インポーターとの契約でブランド毎に法人を分ける必要があり、他ブランドのディーラー買収を機動的に実行できる体制の構築が必要となりました。

そこで、迅速な経営情報の提供が可能である体制、経営資源の最適配置、経営意思決定の迅速化等を目的として同年10月25日、株式会社福岡クライスラー及び株式会社フォービラーズの共同株式移転により完全親会社として株式会社ウイルプラスホールディングスを設立いたしました。



- （注）1 商号変更（平成9年1月） ㈱福岡クライスラー
- （注）2 平成19年10月に株式移転による当社設立に伴い、㈱福岡クライスラー、
㈱フォービラズを当社の子会社としております。
- （注）3 商号変更（平成21年8月） ㈱ウィルプラスモーターレン
- （注）4 平成21年9月に第一交通産業㈱より事業を譲り受けております。
- （注）5 商号変更（平成22年4月） ㈱ダブリュー
- （注）6 商号変更（平成22年4月） ウィルプラスモーターレン㈱
- （注）7 ㈱福岡クライスラー、㈱フォービラズ、チェッカーモータース㈱の
合併に伴い、チェッカーモータース㈱に商号変更しております。
- （注）8 帝欧オート㈱の買収に伴い、同社の子会社である㈱帝欧オートサービ
スについても子会社化しております。
なお、㈱帝欧オートサービスは平成26年7月に帝欧オート㈱と合併し
ております。

現在までの当社グループの沿革は次のとおりであります。

年月	事業の変遷
平成9年1月	福岡県北九州市にて株式会社さんふらわあシージェイを創業（資本金50,000千円）
平成9年1月	株式会社福岡クライスラーに商号変更。福岡市内に新社屋を構え、西日本地区で最初のクライスラーの正規ディーラーとして新車販売事業を展開
平成16年10月	現当社代表取締役社長の成瀬隆章が、自己資金等により同社株式を全株取得し、当社グループとしての事業活動開始
平成17年7月	東京都大田区に店舗を開設
平成18年5月	福岡県久留米市に店舗を開設
平成19年7月	事業拡大のためクインランド・カーズ株式会社の完全子会社である株式会社フォーピラーズの第三者割当により発行済株式の90%を取得、米国フォード車のディーラー事業、インポーター事業、PDI（納車前検査）事業、パーツ（自動車部品）卸売事業を開始
平成19年10月	東京都大田区上池台に、株式移転により株式会社ウイルプラスホールディングスを設立 株式会社福岡クライスラー（3店舗）、株式会社フォーピラーズ（1店舗）を完全子会社化
平成20年7月	FIAT・アルファロメオ正規ディーラーであるチェッカーモータース株式会社（4店舗）の株式を取得し完全子会社化
平成21年2月	日本最初の専門店としてアバルト東京を東京都大田区に出店
平成21年5月	株式会社ウイルプラスモータース（のちに株式会社ダブリューへ商号変更、現 ウイルプラスモーターレン株式会社に吸収合併）を設立
平成21年7月	クライスラー日本株式会社より、クライスラー・ジープ・ダッジ世田谷、クライスラー・ジープ・ダッジ横浜の事業を承継
平成21年8月	株式会社ウイルプラスモータースを株式会社ウイルプラスモーターレンに商号変更
平成21年9月	株式会社ウイルプラスモーターレンがBMW（2店舗）・MINI（2店舗）の事業譲渡を受け、BMW・MINIの取り扱いを開始
平成21年12月	株式会社ダブリュー・エムを設立
平成22年1月	フィアット／アルファロメオ池袋を東京都板橋区に出店
平成22年2月	MINI新宿、MINI NEXT新宿を東京都新宿区に出店、MINI新宿サービスを東京都中野区に出店
平成22年4月	株式会社ウイルプラスモーターレンを株式会社ダブリューに商号変更 株式会社ダブリュー・エムをウイルプラスモーターレン株式会社に商号変更
平成22年7月	株式会社福岡クライスラー、株式会社フォーピラーズ、チェッカーモータース株式会社を合併し、チェッカーモータース株式会社に商号変更
平成23年8月	フィアット／アルファロメオ世田谷を東京都世田谷区に出店
平成23年9月	本社を東京都大田区南千束へ移転
平成23年12月	MINI博多を福岡県福岡市博多区に出店
平成25年1月	アバルト世田谷を東京都世田谷区に出店
平成25年5月	ウイルプラスモーターレン株式会社が株式会社ダブリューを吸収合併
平成25年9月	Willplus BMW八幡を福岡県北九州市八幡東区に出店
平成26年3月	MINI NEXT中野を東京都中野区に出店
平成26年4月	ボルボの正規ディーラーである帝欧オート株式会社（5店舗）、ならびにその子会社でありジャガーの車輛整備を行う株式会社帝欧オートサービスを株式取得にて、完全子会社化
平成26年6月	クライスラー／ジープ北九州を福岡県北九州市小倉北区に出店
平成26年7月	帝欧オート株式会社が株式会社帝欧オートサービスを吸収合併
平成26年10月	フィアット／アルファロメオ／アバルト／クライスラー／ジープ藤沢湘南を神奈川県茅ヶ崎市に出店

3 【事業の内容】

当社グループは、新車(注1.)、中古車(注2.)、車輛整備並びに損害保険の代理店を行う事業会社として、FCAジャパン株式会社の正規ディーラー(注3.)として販売を行うチェッカーモータース株式会社、ビー・エム・ダブリュ株式会社、正規ディーラーとして販売を行うウイルプラスモーターレン株式会社、ボルボ・カー・ジャパン株式会社の正規ディーラーとして販売を行う帝欧オート株式会社の連結子会社3社と持株会社である当社により構成されております。当社がグループの経営管理及びそれに附随する業務を行い、各事業会社の経営状況を把握し、グループのリスク管理、コンプライアンスの強化に努めるとともに、グループとしての事業戦略の策定を行います。

当社グループは、輸入車販売関連事業の単一セグメントであり、商品品目は、新車、中古車、業販(注4.)、車輛整備、その他の5品目であります。

〔品目〕

① 新車

各事業会社が正規ディーラーとして、各インポーター(注3.)から仕入れた新車を販売しております。チェッカーモータース株式会社は、フィアット、アルファロメオ、アバルト、クライスラー、ジープブランドのすべての新車を取り扱っており、東京都、神奈川県、福岡県にて14拠点を店出しております。ウイルプラスモーターレン株式会社は、BMW、MINIブランドのすべての新車を取り扱っており、東京都、福岡県にて8拠点を店出しております。帝欧オート株式会社は、ボルボブランドのすべての新車を取り扱っており、福岡県にて5拠点を店出しております。

② 中古車

各事業会社にて、各ブランドの高年式低走行の認定中古車を中心に販売しております。商品の仕入は、新車販売時の下取、買取、オートオークション(注5.)により行っております。

③ 業販

下取した他社ブランドの中古車をオートオークションで販売しております。また、他社ディーラーと新車や中古車の在庫を融通しあいます。

④ 車輛整備

販売した車輛を中心に整備、修理や車検を主なサービスとしております。一部拠点を除き、ショールームと併設する形でサービス工場を設置しております。

⑤ その他

損害保険会社の代理店として自賠責保険や任意保険等の販売を行っております。また、チェッカーモータース㈱では、インポーターから直接、車輛のパーツを仕入れ、部品商に対して車輛パーツを卸しております。

注1. メーカーで生産された後に、初めてナンバー登録されて販売される車輛、あるいは未登録の状態の車輛のこと。

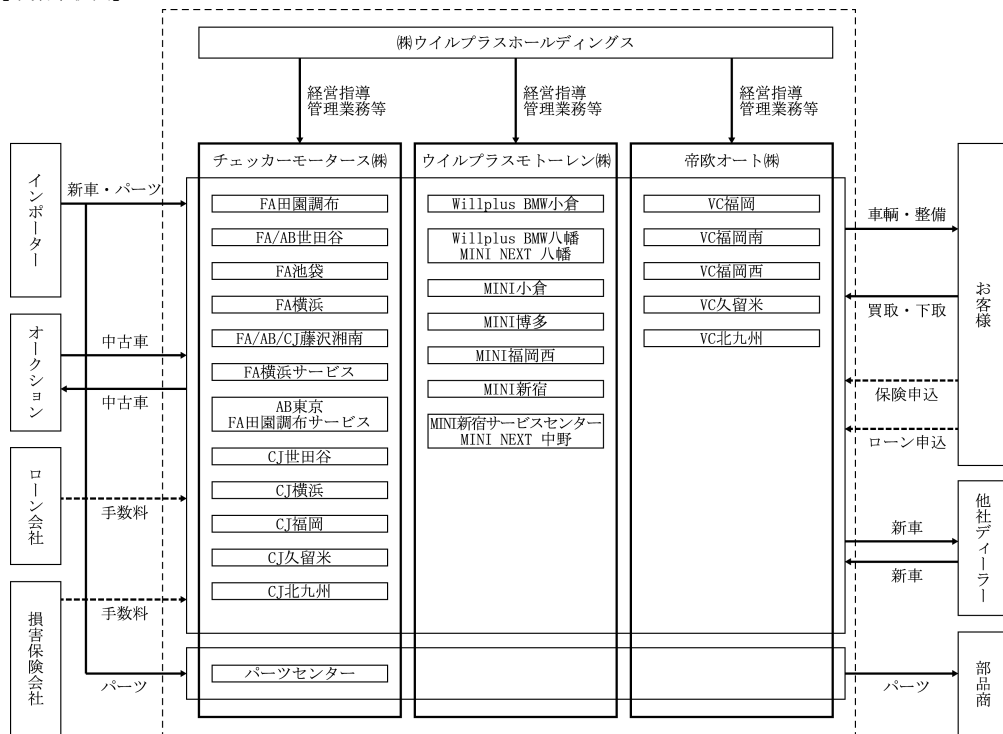
2. ナンバー登録された車輛や消費者の購入等によって使用された後、再び販売される車輛のこと。

3. インポーター(日本国内で、外国自動車メーカーからの輸入代理権を基に輸入車を取り扱う業者)と正規販売代理店契約を締結している自動車ディーラーのこと。

4. 一般顧客に販売せず、オートオークション業者や他社ディーラーに販売する車輛及びその販売形態のこと。

5. 中古車業者が参加して取引する中古車卸売市場のこと。会場に車輛を集めて行う現車オークションやインターネットを利用したオークション等の形態がある。

〔事業系統図〕



注1 FAとは「フィアット/アルファロメオ」の略、ABとは「アバルト」の略、CJとは「クライスラー・ジープ」の略、VCは「ボルボ・カーズ」の略です。

注2 ----- 内が当社グループに該当します。

会社名	取扱ブランド	店舗	
		店舗数	拠点数
チェッカーモータース(株)	フィアット・アルファ ロメオ・クライスラー・ジープ・アバルト	12	14
ウイルプラスモーター(株)	BMW・MINI	7	9
帝欧オート(株)	ボルボ	5	5

(注) 店舗数は建物の数で、拠点数はブランド別でカウントしショールームとサービスの建物が別でも同一でカウントしております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) チェッカーモータース株式会社(注)2、3、4	東京都大田区	50,000	輸入自動車 販売関連事 業	100.0	事務代行契約に基づ く事務代行受託料の 受取、役員の兼任 (4名)従業員の兼 務、出向
ウイルプラスモーターレン 株式会社(注)2、3、5	東京都大田区	50,000	輸入自動車 販売関連事 業	100.0	事務代行契約に基づ く事務代行受託料の 受取、役員の兼任 (4名)従業員の兼 務、出向
帝欧オート株式会社(注) 2、3、6	東京都大田区	30,000	輸入自動車 販売関連事 業	100.0	事務代行契約に基づ く事務代行受託料の 受取、役員の兼任 (4名)従業員の兼 務、出向

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 特定子会社であります。

3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

4. チェッカーモータース株式会社は、売上高（連結相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主な損益情報等 平成27年6月期

①売上高	9,291,098千円
②経常利益	205,009千円
③当期純利益	105,908千円
④純資産額	1,452,366千円
⑤総資産額	3,506,225千円

5. ウイルプラスモーターレン株式会社は、売上高（連結相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主な損益情報等 平成27年6月期

①売上高	7,042,652千円
②経常利益	330,706千円
③当期純利益	208,571千円
④純資産額	685,540千円
⑤総資産額	2,689,131千円

6. 帝欧オート株式会社は、売上高（連結相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主な損益情報等 平成27年6月期

①売上高	2,899,113千円
②経常利益	43,446千円
③当期純利益	131,610千円
④純資産額	434,652千円
⑤総資産額	1,199,659千円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成28年1月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
輸入自動車販売関連事業	316 (28)
合計	316 (28)

- (注) 1. 当社グループは輸入車の販売、車輛整備、その他関連事業を主たる事業としており、単一セグメントのため輸入車販売関連事業として合計で表示しております。
2. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成28年1月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
23 (6)	40.6	3.1	4,071

セグメントの名称	従業員数(名)
輸入自動車販売関連事業	23 (6)
合計	23 (6)

- (注) 1. 当社グループは単一セグメントのため輸入車販売関連事業として合計で表示しております。
2. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第8期連結会計年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済対策や日本銀行による金融緩和策により、企業収益の改善や設備投資の増加や、雇用環境にも引き続き改善がみられるなど緩やかに回復基調が続きました。しかしながら個人消費では、消費税増税や円安に伴う物価上昇に伴い、足踏み状態が続き、景気の先行きは、依然として不透明な状況が続いております。

輸入車販売業界におきましては、消費税増税の駆け込み需要の反動や、消費税増税後の物価上昇に伴う実質所得低下による買い控えによる影響がありましたが、日本自動車輸入組合の調べによれば、外国メーカー車（乗用車のみ）の新車登録台数は、平成26年7月から同12月の登録台数は145,558台（前年同期比0.7%減少）と、平成26年12月までは対前年を割り込んでいたものの、平成27年1月から同6月は、144,128台（前年同期比0.6%増加）となり、通期では平成26年6月期並みまで回復しました。また、輸入車の中古車登録台数（普通乗用車及び小型乗用車のみ）も新車同様に、平成26年7月から同12月の登録台数は232,823台（前年同期比2.2%減少）でしたが、平成27年1月から同6月は、258,704台（前年同期比2.6%増加）と回復基調になりました。

このような経営環境の下、当社グループでは、平成26年4月に子会社化した帝欧オート㈱が業績に寄与し、10月にオープンした『フィアット藤沢湘南/アルファロメオ藤沢湘南/アバルト藤沢湘南/クライスラー藤沢湘南/ジープ藤沢湘南』が順調に推移し、既存の店舗でもジープ、MINIを中心に堅調に推移しました。一方で、一部ブランドでは、消費増税後の需要反動の影響から対前年を割り込む店舗もありました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は19,072百万円（前年同期比11.2%増加）、営業利益は705百万円（前年同期比16.2%減少）、経常利益は673百万円（前年同期比22.7%減少）、当期純利益は416百万円（前年同期比16.8%減少）となりました。

第9期第2四半期連結累計期間(自 平成27年7月1日 至 平成27年12月31日)

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、アベノミクスによる経済政策・金融緩和により、企業収益や雇用情勢で改善や持ち直しの傾向が見られるものの、中国等の新興国の景気減速の影響や、原油価格の下落、欧州・中東における地政学リスクの高まりもあり、先行きは依然として不明な状況が続いております。

輸入車販売業界におきましては、フォルクスワーゲンのディーゼル車による排ガス不正問題が世界的な問題になり、国内においてもブランドイメージの悪化により販売に影響がありました。日本自動車輸入組合の調べによれば、平成27年7月から平成27年12月までの外国メーカー車（乗用車のみ）の新車登録台数は、フォルクスワーゲンが大きく落ち込んだために140,343台（前年同期比3.6%減）となりましたが、国内における乗用車（軽自動車を除く）の新規登録台数に対する外国メーカーのシェアは10.8%であり、平成28年も各ブランドでのニューモデルの投入、先進的な安全技術やパワートレインの導入、また販売ネットワークの充実を通じて、シェアの維持・拡大が見込まれます。

このような状況の下、平成28年6月期におきましては、当第2四半期連結累計期間までに投入されたニューモデル、フルモデルチェンジした車種を中心に車輛販売が好調に推移し、売上高は9,819百万円、営業利益は465百万円、経常利益は460百万円、親会社株主に帰属する四半期純利益は281百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第8期連結会計年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

当連結会計年度末における連結ベースの現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末より1百万円(前年同期比99.8%)減少し、974百万円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、使用した資金は、115百万円(前連結会計年度は358百万円の獲得)となりました。

これは、税金等調整前当期純利益が709百万円、減価償却費が326百万円、のれん償却額が94百万円等の資金の増要因があった一方で、たな卸資産の増加額が103百万円、仕入債務の減少額が764百万円、また法人税等の支払額が367百万円等あったこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、使用した資金は、178百万円(前連結会計年度は650百万円の使用)となりました。

土地の売却による収入が143百万円あった一方で、平成26年10月に開業した神奈川県茅ヶ崎市の店舗設備等の有形固定資産の取得に278百万円、同店舗の土地賃貸契約に伴う敷金及び保証金の差入れ等による支出が29百万円あったこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、獲得した資金は、292百万円(前連結会計年度は459百万円の獲得)となりました。

これは、長期借入金の返済を439百万円したものの、短期借入金の増加が300百万円、長期借入により300百万円、自己株式の処分による収入が106百万円、株式の発行による収入が25百万円あったためであります。

第9期第2四半期連結累計期間(自 平成27年7月1日 至 平成27年12月31日)

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ158百万円減少し、816百万円となりました。当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、獲得した資金は73百万円となりました。これは、たな卸資産の増加が700百万円、法人税等の支払額が161百万円があった一方で、税金等調整前四半期純利益が459百万円、減価償却費が174百万円、のれん償却額が47百万円、仕入債務の増加額が379百万円あったこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、使用した資金は204百万円となりました。これは主に、福岡県北九州市内にあるBMW店舗移転による店舗設備の取得によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により、使用した資金は26百万円となりました。これは、長期借入金の返済が126百万円あった一方で、短期借入金100百万円の増加によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは、輸入車販売関連事業の単一セグメントであり、商品品目別に記載しております。

(1) 仕入実績

第8期連結会計年度及び第9期第2四半期連結累計期間における仕入実績を品目ごとに示すと、次のとおりであります。

品目の名称	第8期連結会計年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)		第9期第2四半期連結累計期間 (自 平成27年7月1日 至 平成27年12月31日)
	仕入高(千円)	前年同期比 (%)	仕入高(千円)
新車	8,612,990	107.1	5,548,714
中古車	3,649,049	128.3	1,257,021
その他	1,611,313	120.7	848,980
合計	13,873,354	113.5	7,654,716

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 販売実績

第8期連結会計年度及び第9期第2四半期連結累計期間における販売実績を品目ごとに示すと、次のとおりであります。

品目の名称	第8期連結会計年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)		第9期第2四半期連結累計期間 (自 平成27年7月1日 至 平成27年12月31日)
	販売高(千円)	前年同期比 (%)	販売高(千円)
新車	8,790,045	101.4	4,487,407
中古車	4,347,183	125.5	2,194,882
業販	1,962,230	112.2	949,789
車輛整備	2,899,521	126.7	1,568,745
その他	1,073,504	110.1	619,002
合計	19,072,485	111.2	9,819,826

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 最近2連結会計年度及び第9期第2四半期連結累計期間の主な相手先別販売実績及び当該販売実績に対する割合については、その割合が100分の10以上に該当する相手先がないため、記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

日本経済は、輸出の回復と好調な民間消費により、昨年春先以降の景気後退を脱し、回復局面へと転じている兆しが見受けられますが、中国を筆頭にアジア景気に足元で停滞感が見受けられること等、予断を許さない面も含んでおります。輸入車販売業界においては、平成26年度（1月から12月累計）の国内における輸入車の新車登録台数シェア（軽自動車を除く）が、過去最高の8.8%となったものの、若年齢層の減少および都市部での自動車離れ、車両保有期間の伸長等の構造的な要因等により、マーケットの縮小は不可避と考えられます。このような状況下で、当社グループが競争に勝ち抜き、企業として持続的に成長し、株主価値を高めていくための重要課題は以下のとおりです。

(1) マネジメント層の育成と増強

新たなグループ会社も加わり、拡大し続ける当社グループには、キーとなるマネジメント層の増強が急がれます。新規出店における拠点責任者や新規ビジネスの推進者等、各事業の人材の育成には引き続き注力してまいります。また、事業会社に対する管理能力の向上を企図し、内部統制、コンプライアンス体制の確立に重点をおいた管理職クラスに対する教育強化、組織作りに注力しており、個々のマネジメント能力向上に資する業務執行環境を構築しております。

(2) 戦略的な事業拡大

当社グループ全体の中における新規出店、既存店舗の撤退に際しての分析、評価を継続的、精緻かつ戦略的に遂行することで既存事業の合理化と拡大を図るとともに、マーケットの縮小化に対応し、当社がさらなる飛躍をとげるためには既存ビジネス以外の収益の柱を確立することを課題ととらえ、引き続きM&Aも視野に入れた事業拡大を推進してまいります。

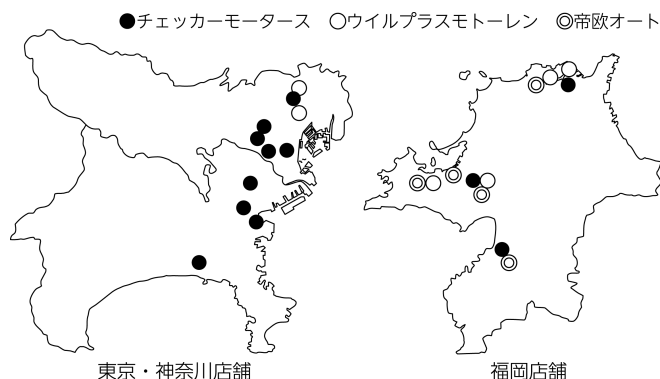
(3) 内部統制の強化とコーポレート・ガバナンスの強化

当社が予定しております株式上場に向けて、内部統制システムの整備等のさらなる充実が課題と認識しております。また、経営の透明性、コーポレート・ガバナンスの充実のため、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制と株主重視の公正な経営システムを構築していくことを極めて重要な経営課題の一つと認識し、これを推進する社内体制の整備を進めてまいります。

(4) 既存店舗の収益力向上及び新規出店について

当社は、営業キャッシュ・フロー内での投資を原則としているため、今後の事業拡大において既存店舗の収益力向上は必須となります。そのために、グループ内における人材の流動化を通じて、適正な人員配置を行い生産性の向上を更に図っていきます。また、商品知識や営業力を備えた従業員の育成及び底上げを行うことにより、顧客にとってより魅力のある提案を行っていく方針です。新規出店に関しては、店舗開発の専門部署の強化を図り、各ブランドのCI基準を満たしながらもローコストでの出店を行い、投資回収期間の早期化を図ってまいります。

また、当社グループは、「ドミナント戦略」として、新規出店する地域としては、人口100万人規模の都市とその周辺都市を特定地域とし、その特定地域に集中的な出店を進め、同一商圏の顧客囲い込みによる市場シェアの向上及び、店舗間の効率的な人員配置により生産性の向上を図っております。



(5) CS(顧客満足度)向上の推進

昨今、CSの向上は輸入車業界においても大きな販売要素であります。そのため、車輛販売時だけでなく、販売後のサポートも含め、顧客目線でのサービスの提供が出来るように更なる内容の充実、強化を図ってまいります。各ブランドにおけるCSランクで全ての拠点が上位に位置することができることを今後の目標と考えております。

(6) 新型モデル投入時期の差異による販売サイクルの影響

新型モデルの投入時期は、各インポートの開発力や方針によって決定されます。そのため、ブランドによっては長期間、新型モデルの投入がなかったり、投入時期が偏る可能性があります。当社グループは、「ブランド戦略」として、特定のブランドに依存することなく、複数のブランドを取り扱うことにより、ブランド間の新型モデル投入時期の差異による販売サイクルの影響を平準化を図っております。

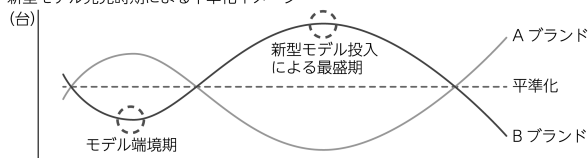
国内の年間新規登録台数が10,000台以上のブランドをメジャーブランド、1,000台～10,000台のブランドをニッチブランドと位置付け、メジャーブランドにおいては販売の安定化を目的とし、ニッチブランドにおいては販売シェアを高めることによって高収益化を図っております。

当社グループは、今後も更なる取扱いブランドの拡充を図ってまいります。

主な新型モデル発売時期

	2010年			2011年			2012年			2013年			2014年			2015年		
Chrysler									●		●							
Jeep				●			●						●				●	
FIAT		●								●							●	
Alfa Romeo							●						●					
ABARTH		●								●								
BMW	●	●		●		●	●	●				●	●	●		●	●	
MINI				●	●	●				●			●	●				●
VOLVO				●	●					●	●							●

新型モデル発売時期による平準化イメージ



4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる事項、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても投資者の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項を、以下に記載しております。

なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性のあるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) インポーターからの仕入について

当社子会社のチェッカーモータース株式会社はFCAジャパン株式会社の正規代理店、ウイルプラスモーター株式会社はピー・エム・ダブリュー株式会社の正規代理店、帝欧オート株式会社はボルボ・カー・ジャパン株式会社の正規代理店であります。新車を長期安定的に仕入れ、当社グループの主力商品として販売しておりますが、新車の発売、モデルチェンジ等は、インポーターの政策により決定されます。当社グループは、複数ブランドを扱うことにより、1ブランドの販売動向に左右されにくい企業体制を構築しておりますが、インポーターの政策によっては当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、インポーターによる重大な不正等の信用問題等が発生した場合、そのブランドにおける買い控えが生じ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 中古車の仕入について

当社グループは、中古車を一般個人、他社ディーラー、オートオークション等から仕入れております。今後、他の買取業者との競合がより厳しくなった場合や、オートオークションの規約に抵触し、取引停止処分等により円滑に取引が行われなくなった場合には在庫の確保に影響し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 同業他社との競合について

当社グループは、他社ブランドディーラーや中古車販売専門店と、それぞれの販売エリアにおいて競合しております。当社グループは、成長性や収益力を維持するためにエリア・ドミナント戦略による顧客の囲い込みや、社員教育を継続的に行い、高い生産性と質の高いサービスを提供に努めております。

しかしながら、自動車販売市場は、国内人口の減少や若年層の嗜好性の変化によって縮小されることが予想されていることから、同業他社も顧客サービス向上に努めており販売競争が激化した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 経営上の重要な契約について

当社グループは、FCAジャパン株式会社、ピー・エム・ダブリュー株式会社、ボルボ・カー・ジャパン株式会社と販売代理店契約を締結しております。また、一部インポーターとの販売代理店契約に、当社子会社の取締役の選任等について事前承認が必要とされる条項が含まれております。これらのインポーターとの取引関係は良好であり、これまで当該条項によって経営を阻害された事象は発生しておりませんが、契約内容に重要な変更があった場合、継続取引が困難となった場合、もしくは事前承認がなされない場合、当社グループの業績や子会社の事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 自動車販売市場に関するリスクについて

自動車販売市場は、景気動向や消費動向等の経済状況に大きく影響を受けます。また、人口減少や車輛保有期間の長期化、都市部における車輛の非保有化等により、市場の縮小化が進むことが予想されます。それに伴い、販売会社の業界再編が激化する可能性があります。当社グループにおいても、M&A等により業界再編に対して柔軟に対応していく予定ですが、市場環境の変化により当社グループの事業展開が計画通り遂行できなくなった場合には業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 法的規制について

自動車販売業界における主な法規制等として、「古物営業法」「道路運送車両法」「保険業法」があり、その他、販売、車輛整備に関する各種関連法令の適用を受けております。当社グループが関わる法規制のうち特に影響が大きいと考えられる古物営業法に関しては、各都県の公安委員会より許可を受けて古物自動車の買取及び販売業務を行っております。古物営業法または古物営業に関する他の法令に違反した場合で、盗品等の売買等の防止もしくは盗品等の速やかな発見が著しく阻害される恐れがあると認められる場合には、公安委員会は古物営業法第24条に基づき営業の停止及び許可の取消しを行うことができるとされており、監督当局より処分を課された場合、中古車販売に重大な影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループの店舗に併設された自動車整備工場は、道路運送車両法に基づき認証および指定を受けております。

当社グループは、これら法規制等を遵守するよう努めておりますが、これらの法規制が遵守されなかった場合、または、事業に重大な影響を及ぼすような法的規制等の制定や改廃が行われた場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 人材の確保と育成について

当社グループは、成長性を維持していくために、優秀な人材の継続的な確保が必要であると考えております。特に新規出店時には、その店舗分の人員を補充する必要があるため、人員計画を密に作成し、採用活動を行っております。しかしながら、計画通りに採用が進まない場合や、採用コストが増加する可能性があり、その場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループにおいてもCS（顧客満足度）を重要とし、社員教育、研修を行っており、さらに、高度な専門性を有するメカニックにおいては、インポーターの研修制度を積極的に活用することにより、十分な技能をもったメカニックの教育に注力しております。しかしながら、これら教育、研修が想定通り進まなかった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 個人情報の取り扱いについて

当社グループは、販売先の多くが一般顧客であることから、様々な個人情報を数多く取得します。これら個人情報の管理においては、個人情報取扱規程に基づき各拠点にて厳重に保管されるほか、定期的に内部監査室によるチェックを行っております。また、当社グループでは、様々な情報システムを使用しており、システム管理体制の構築及びセキュリティ対策を行っております。しかしながら、これらの対策を講じたにもかかわらず、何らかのシステム障害や個人情報漏えい等の問題が発生する可能性があります。これら不測の事態が発生した場合、社会的信用の低下や業務遂行に影響が出ることにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 店舗物件について

当社グループは、インポーターより販売エリアを割り当てられております。出店にあたっては、各ブランドのCI(注)による車輛展示スペースの面積、整備工場の併設の可否、中古車展示スペースの有無等が確保できるロードサイドの賃貸借物件を探し、視認性、周辺道路の交通量等を確認後、総合的に判断いたします。これらの条件を満たす物件が販売エリアで計画的に確保できない場合は、当社グループの成長戦略が計画通りに進まず、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 自然災害等による影響について

当社グループは、東京都、神奈川県、福岡県に出店しております。地震、洪水、台風等の大規模な自然災害により店舗が被災した場合、営業活動の継続が困難になる可能性があります。特にエリアが集中していることもあり、関東を中心とした大規模な地震が発生した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、各メーカーの生産拠点において大規模な自然災害や紛争等が発生した場合、インポーターからの新車の供給が遅れる可能性があり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 企業買収・戦略的提携について

当社グループは、既存事業の拡大あるいは、新たな事業への進出、補強等のために、事業戦略の一環として企業買収や資本提携を含む戦略的提携を行う可能性があります。企業買収や戦略的提携に際しては十分な検討を行っておりますが、買収・提携後に事業が計画通りに進捗しない場合には、業績に悪影響を与える可能性があります。

(12) 減損会計の適用について

当社グループは、主に子会社又は子会社店舗の業績について、子会社又は子会社店舗の収益性が低下し、利益計画において計画した店舗損益と大きく乖離した場合には、減損損失を計上する可能性があります、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、企業買収、戦略的提携について、子会社取得、合併、買収等を行った場合に伴って発生するのれんについて、企業買収後に計画どおりの利益を確保出来ず、買収額やのれんとして出資した投資額の回収が困難と判断された場合には、当該のれんや関係会社株式の減損を認識する場合があります。これら減損損失を計上した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 差入保証金及び賃貸借契約について

当社グループは、直営での出店を基本方針とし、店舗の物件を賃借しております。出店にあたり、賃貸借契約の締結に際して家主に差入保証金を差入れております。今後の賃貸人の経営状況等によっては、退店時に差入保証金の全部又は一部が返還されない可能性や、当社グループ側の都合により賃貸借契約を中途解約する場合等には、契約の内容によっては差入保証金の全部又は一部が返還されない可能性があります。

賃貸借期間は賃貸人との合意により更新可能ですが、賃貸人側の事情により賃貸借契約を更新できない可能性があります。また、賃貸人側の事情による賃貸借契約の期間前解約により、業績が順調な店舗であっても計画外の退店を行わざるを得ない可能性があります。これらが生じた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(14) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社グループの役員及び従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権(以下「ストック・オプション」という。)を付与しています。これらのストック・オプションが権利行使された場合、当社の株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。平成28年1月末現在、これらのストック・オプションによる潜在株式数は、187,260株であり、発行済株式総数の2,382,720株の7.86%に相当しています。

(15) 配当政策について

当社は、利益配分につきましては、経営成績及び財務状態を勘案して、株主への利益配当を実現することを基本方針としております。しかしながら、当社は成長過程にあるため、将来の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保の確保を優先し、創業以来無配としてまいりました。

現在におきましても、内部留保の充実を優先しておりますが、将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益の配当を目指していく方針であります。ただし、配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

(注) コーポレート・アイデンティティ (Corporate Identity) の略。ショールームやサービス工場に必要な床面積の基準や家具、内装等に係わる各ブランドの取決め。数年に一度更新されることが多い。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) 取引基本契約

契約会社名	相手先の名称	相手先の所在地	契約品目	契約締結日	契約期間	契約内容
チェッカーモーターズ(株)	FCA ジャパン(株)	東京都港区	クライスラー・ジープ製品	平成28年1月1日	平成28年1月1日から平成28年12月31日まで	クライスラー・ジープ製品の販売及びそれに伴うサービス業に関する事項
チェッカーモーターズ(株)	FCA ジャパン(株)	東京都港区	フィアット・アルファロメオ製品	平成28年1月1日	平成28年1月1日から平成28年12月31日まで	フィアット・アルファロメオ製品の販売及びそれに伴うサービス業に関する事項
チェッカーモーターズ(株)	FCA ジャパン(株)	東京都港区	アバルト製品	平成28年1月1日	平成28年1月1日から平成28年12月31日まで	アバルト製品の販売及びそれに伴うサービス業に関する事項
ウイルプラスモーターレン(株)	ビー・エム・ダブリュー(株)	東京都千代田区	BMW製品	平成27年1月1日	平成27年1月1日から平成28年12月31日まで	BMW製品の販売及びそれに伴うサービス業務に関する事項
ウイルプラスモーターレン(株)	ビー・エム・ダブリュー(株)	東京都千代田区	MINI製品	平成27年1月1日	平成27年1月1日から平成28年12月31日まで	MINI製品の販売及びそれに伴うサービス業務に関する事項
帝欧オート(株)	ボルボ・カー・ジャパン(株)	東京都港区	ボルボ製品	平成27年1月1日	平成27年1月1日から平成28年12月31日まで	ボルボ車及び関連商品の販売、アフターサービス業務に関する事項

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。

なお、本項における将来に関する事項は、提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表及び財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成に当たりましては、連結会計年度末における資産・負債及び連結会計年度の収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える会計上の見積りが必要となります。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、これらの見積りと異なる可能性があります。

なお、連結財務諸表の作成に当たり重要となる会計方針については、「第5 経理の状況」中、「1 (1) 連結財務諸表等」の「注記事項」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

第8期連結会計年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

(資産)

当連結会計年度末における流動資産は、前連結会計年度末に比べて67百万円減少し、4,134百万円となりました。これは、未収入金が14百万円、仕掛品が17百万円増加した一方で、商品が158百万円減少したこと等によるものであります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて51百万円増加し、2,819百万円となりました。これは、平成26年10月に開業した神奈川県茅ヶ崎市新規店舗設備等により有形固定資産が130百万円増加した一方で、のれんが償却により94百万円減少したこと等によるものであります。

(負債)

当連結会計年度末における流動負債は、前連結会計年度末に比べて413百万円減少し、3,792百万円となりました。これは短期借入金が300百万円増加した一方で、買掛金が766百万円減少したこと等によるものであります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて150百万円減少し、826百万円となりました。これは主に長期借入金の減少によるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産合計は、前連結会計年度末に比べて547百万円増加し、2,335百万円となりました。これは、当期純利益416百万円の計上により繰越利益剰余金の増加、新株発行により資本金及び資本剰余金がそれぞれ12百万円増加、自己株式の処分により資本剰余金が53百万円増加、自己株式が52百万円減少したことによるものであります。

第9期第2四半期連結累計期間（自 平成27年7月1日 至 平成27年12月31日）

(資産)

流動資産は、前連結会計年度末に比べ、319百万円増加し、4,454百万円となりました。これは主に、商品が482百万円増加した一方で、現金及び預金が158百万円減少したこと等によるものであります。

固定資産は前連結会計年度末に比べ163百万円増加し、2,983百万円となりました。これは主に、福岡県北九州市内におけるBMW店舗移転に伴う店舗設備の取得等により、有形固定資産が213百万円増加した一方で、のれんが償却により47百万円減少したこと等によるものであります。

(負債)

流動負債は、前連結会計年度末に比べ325百万円増加し、4,117百万円となりました。これは主に、商品仕入により買掛金が370百万円増加したこと等によるものです。

固定負債は、前連結会計年度末に比べ124百万円減少し、702百万円となりました。これは、福岡県北九州市の店舗設備等の取得に伴い、資産除去債務が7百万円増加したものの、長期借入金の返済が126百万円あったこと等によりです。

(純資産)

純資産は、前連結会計年度末に比べ、281百万円増加し、2,617百万円となりました。これは利益剰余金の増加によるものであります。

(3) 経営成績の分析

第8期連結会計年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

(売上高)

当連結会計年度においては、平成26年10月に神奈川県茅ヶ崎市に開業した「フィアット藤沢湘南/アルファロメオ藤沢湘南/アバルト藤沢湘南/クライスラー藤沢湘南/ジープ藤沢湘南」が順調に推移し、既存の店舗でもジープ、MINIを中心に堅調に推移しました。一方で、一部ブランドでは、消費増税後の需要反動の影響から対前年を割り込む店舗もありましたが、平成26年4月に子会社化した帝欧オート㈱が業績に寄与したこと等により、当連結会計年度における売上高は前年同期比11.2%増加の19,072百万円となりました。

(営業利益)

当連結会計年度における営業利益は705百万円（前年同期比16.2%減少）となりました。新店開設や移転に伴う費用や人員の増加並びに事業子会社の増加等により人件費、地代家賃、減価償却費ならびにのれんの償却等が前年同期比増となり、売上高の増加以上に営業費用の増加となったため、営業利益は減少することとなりました。

(経常利益)

当連結会計年度における営業利益が前年同期比16.2%減少のところ、経常利益は前年同期比22.7%の減少の673百万円となりました。これは、前連結会計年度においては、帝欧オート㈱が締結していた保険契約を解約したことによる営業外収益があったためであります。

(当期純利益)

税金調整前当期純利益は前年同期比17.3%減少の709百万円となり、当期純利益は前年同期比16.8%減少の416百万円となりました。

第9期第2四半期連結累計期間（自 平成27年7月1日 至 平成27年12月31日）

(売上高)

当第2四半期連結累計期間においては、平成27年9月に福岡県北九州市小倉北区の「Willplus BMW小倉」を同区内のより好立地に移転し、最新のBMWのCI（コーポレート・アイデンティティ）に準拠した新設備にて営業開始いたしました。また、各ブランドにてニューモデルの投入やフルモデルチェンジがあり、これらの新型車種を中心とした販売活動に注力するとともに、グループ内の人材の流動化による適正な配置をすること等により、各拠点の収益改善に努めました。この結果、新型車種を中心に車輛販売が好調に推移し、売上高は9,819百万円となりました。

(営業利益)

当第2四半期連結累計期間における販売費及び一般管理費は1,774百万円となりました。この結果、営業利益は465百万円となりました。

(経常利益)

当第2四半期連結累計期間の経常利益は、460百万円となりました。

(親会社株主に帰属する四半期純利益)

当第2四半期連結累計期間においては、「Willplus BMW小倉」の移転に伴い、固定資産除却損1百万円を計上した結果、税金調整前四半期純利益は459百万円となり、親会社に帰属する四半期純利益は281百万円となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

第8期連結会計年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

当連結会計年度末における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末より1百万円（前年同期比99.8%）減少し、974百万円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、使用した資金は、115百万円（前連結会計年度は358百万円の獲得）となりました。

これは、税金等調整前当期純利益が709百万円、減価償却費が326百万円、のれん償却額が94百万円等の資金の増加要因があった一方で、たな卸資産の増加額が103百万円、仕入債務の減少額が764百万円、また法人税等の支払額が367百万円等あったこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、獲得した使用した資金は、178百万円（前連結会計年度は650百万円の使用）となりました。

土地の売却による収入が143百万円あった一方で、平成26年10月に開業した神奈川県茅ヶ崎市の店舗設備等の有形固定資産の取得に278百万円、同店舗の土地賃貸契約に伴う敷金及び保証金の差入れ等による支出が29百万円あったこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、獲得した資金は、292百万円（前連結会計年度は459百万円の獲得）となりました。

これは、長期借入金の返済を439百万円したものの、短期借入金の増加が300百万円、長期借入により300百万円、自己株式の処分による収入が106百万円、株式の発行による収入が25百万円あったためであります。

第9期第2四半期連結結果計期間（自 平成27年7月1日 至 平成27年12月31日）

当第2四半期連結結果計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ158百万円減少し、816百万円となりました。当第2四半期連結結果計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、獲得した資金は73百万円となりました。これはたな卸資産の増加が700百万円、法人税等の支払額が161百万円あった一方で、税金等調整前四半期純利益が459百万円、減価償却費が174百万円、のれん償却額が47百万円、仕入の増加額が372百万円あったこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、使用した資金は204百万円となりました。これは主に、福岡県北九州市内にあるBMW店舗移転による店舗設備の取得によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により、使用した資金は26百万円となりました。これは、長期借入金の返済が126百万円あった一方で、短期借入金100百万円の増加によるものであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの経営成績に中長期的に大きな影響を与える要因は、市場の変動、インボーターの施策等を含め様々な要因が挙げられ、詳細につきましては、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループは、現在の事業環境及び入手可能な情報に基づき、最善の経営戦略を立案し企業価値を最大限に高めることに努めております。具体的な経営者の問題意識と今後の方針につきましては、「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載のとおりであります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

設備投資については、主に当社グループの輸入車販売店舗の開設や改装等を継続的に行っております。

(第8期連結会計年度)

当連結会計年度に実施した設備投資は310,009千円であり、主な内容は神奈川県茅ヶ崎市における店舗開設であります。

(第9期第2四半期連結累計期間)

当第2四半期連結累計期間において、前連結会計年度末に計画中であった主要な設備の新設のうち、完成したものはつぎのとおりです。

会社	店名 (所在地)	設備の内容	投資総額(千円)	完成年月
ウイルプラスモ トーレン㈱	Willplus BMW小倉 (福岡県北九州市)	店舗・サービス工場	247,661	平成27年9月

なお、当社グループは輸入車販売関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別記載を省略しております。

以下、2「主要な設備の状況」、3「設備の新設、除却等の計画」も同様であります。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成27年6月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
		建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
本社 (東京都 大田区)	本社施設 (注3.)	2,435	—	(—)	—	27,300	29,736	37 (5)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 帳簿価格のうち「その他」は、主に工具器具備品及びソフトウェアであります。
 4. 本社設備は賃借物件であります。年間賃借料は7,938千円であります。
 5. 従業員数欄の(外書)は、臨時雇用者数であります。

(2) 国内子会社

平成27年6月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
			建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
チェッカー モータース (株)	クライスラー/ジープ福岡 他12営業所 (福岡県北九州市博多区 他)	店舗及び 整備工場	416,638	199,387	133,620 (1,485)	3,356	23,455	776,457	144 (5)
ウィルプラス モーターレ (株)	Willplus BMW八幡 他5営業所 (福岡県北九州市八幡区 他)	店舗及び 整備工場	116,812	181,373	(—)	136	34,673	332,995	76 (4)
帝欧オート (株)	ボルボ・カーズ福岡 他4営業所 (福岡県福岡市中央区 他)	店舗及び 整備工場	194,197	121,429	300,764 (2,867.1)	—	5,227	621,618	53 (5)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 帳簿価格のうち「その他」は、主に工具、器具及び備品、ソフトウェアであり、建設仮勘定は含んでおりません。
 4. 店舗及び整備工場は賃借物件であります。年間賃借料は444,938千円であります。
 5. 従業員数欄の(外書)は、臨時雇用者数であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】（平成28年1月31日現在）

(1) 重要な設備の新設等

当社グループは「輸入車販売関連事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
提出 会社	本社 東京都大田区	販売管理システム	18,000	12,000	自己株式処分資金	平成27年7月	平成28年4月	(注) 2
	本社 東京都大田区	給与管理システム	10,360	3,380	自己株式処分資金	平成27年8月	平成28年6月	(注) 2
チ エ カ ー モ ー タ ー ス 株	クライスラー/ジープ世田谷他4店舗	店舗内装設備	195,800	—	自己株式処分資金	平成28年3月	平成28年12月	(注) 2
ウ イ ル プ ラ ス ト レ ン 株	BMW八幡他1店舗	店舗内装設備	91,230	—	自己株式処分資金	平成28年10月	平成28年12月	(注) 2
帝 欧 オ ト 株	ボルボ・カーズ福岡他1店舗	店舗内装設備	145,496	—	自己株式処分資金	平成28年6月	平成28年6月	(注) 2

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
2. 完成後の増加能力につきましては、計数的な把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

(注) 平成27年11月16日開催の取締役会決議により、平成27年12月3日付で定款の一部変更を行い、発行可能株式数は7,600,000株増加し、8,000,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,382,720	非上場	単元株式数は100株であります。
計	2,382,720	—	—

(注) 平成27年11月16日開催の取締役会決議により、平成27年12月3日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。これにより、発行済株式数は2,263,584株増加し、2,382,720株となっております。また、平成27年12月3日開催の臨時株主総会決議により、同日付で一部定款の変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を採用いたしました。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 第2回新株予約権（平成21年6月23日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (平成27年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年1月31日)
新株予約権の数(個)	1,590(注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,590(注) 1	31,800(注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	10,500(注) 2	525(注) 2、6
新株予約権の行使期間	自 平成23年7月1日 至 平成33年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,500円 資本組入額 5,250円	発行価格 525円 資本組入額 263円 (注) 6
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については取締役会の 決議を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は 1 株であります。

ただし、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）の調整がなされた場合、新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整される。1 株未満の端数を生じた時は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{ 株当たり調整前行使価額}}{1 \text{ 株当たり調整後行使価額}}$$

2. 新株予約権の割当日後に行使価額を下回る価額で普通株式を発行する（自己株式の処分及び普通株式の発行又は交付を請求できる権利又は証券を発行する場合を含み、新株予約権の行使による場合を除く。）場合、ならびに株式の分割（株式無償割当を含む）により普通株式を発行又は交付する場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は四捨五入する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}$$
$$\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}$$

さらに、発行日以降に当社が合併、株式交換、株式移転、会社分割、資本減少または株式併合等を行う場合、または上記の証券の転換権または新株予約権の権利行使期間が終了した時、ならびにその他これらの場合に準じた行使価額の調整を必要とする事由が生じたときには、行使価額の調整を適切に行うものとする。

3. 権利行使の条件は以下のとおりであります。

- ①新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人のいずれかの地位を有している場合に限り行使することができる。
- ②新株予約権者が死亡した場合は、死亡の日から 6 ヶ月以内（但し、権利行使期間の末日が早く到来する場合は当該末日までとする。）に限り、相続人は、新株予約権者の死亡時において本人が行行使しうる新株予約権の数を上限として権利を行使することができる。
- ③その他の条件については、当社が新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「企業再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、合理的な調整がなされた数とする。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、注 2. で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる金額とする。

- ⑤新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

下記 5. に準じて決定する。

- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

- ⑧新株予約権の行使の条件

上記 3. に準じて決定する。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 平成27年11月16日開催の取締役会決議により、平成27年12月3日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。記載内容は分割後の内容を記載しております。

②第3回新株予約権（平成27年6月18日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (平成27年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年1月31日)
新株予約権の数(個)	7,773(注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,773 (注) 1	155,460 (注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	30,000 (注) 2	1,500 (注) 2、6
新株予約権の行使期間	自 平成29年6月30日 至 平成37年6月9日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 30,000円 資本組入額 15,000円	発行価格 1,500円 資本組入額 750円 (注) 6
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については取締役会の決議を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1株であります。

但し、新株予約権の発行決議日以降に、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後に、当社が株式分割、株式併合を行う場合は次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合（株式無償割当の場合を含み、新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、行使価額を次の算式により調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

さらに、発行日以降に当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

3. 権利行使の条件は以下のとおりであります。

- ①新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人のいずれかの地位を有している場合に限り行使することができる。
- ②新株予約権者が死亡した場合は、死亡の日から6ヶ月以内（但し、権利行使期間の末日が早く到来する場合は当該末日までとする。）に限り、相続人は、新株予約権者の死亡時において本人が行使しうる新株予約権の数を上限として権利を行使することができる。

- ③新株予約権者が以下のいずれかの事由に該当する場合には、新株予約権者は、以後新株予約権を行使できないものとする。
- a. 新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄したとき
 - b. 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられたとき
 - c. 新株予約権者が、当社の事前の書面による承諾を得ることなく、当社と競業する他社の役員に就任し、もしくは就任することを承諾したとき、当社と競業する他社の従業員に就職したときまたは当社と競業する事業を営んだとき
4. 当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行うとき、当社が消滅会社となる合併を行うとき、または会社分割を行い分割先の会社の新株予約権を移転させるときは、当社にかかる新株予約権を消滅させ、当該株式交換もしくは株式移転により完全親会社となる会社、合併後の存続会社、または会社分割による分割先の会社（以下、これらを「再編後新会社」と総称する。）から新たな新株予約権を新株予約権者に交付させるものとする。但し、当該株式交換に係わる株式交換契約書、当該株式移転に係わる株式移転計画、当該合併に係わる合併契約書、または当該会社分割にかかる分割計画において以下の内容の定めがなされた場合に限る。
- ①交付する新株予約権の数
当社組織再編の効力発生時点において新株予約権の数と同一の数を交付する。
 - ②新株予約権の目的である再編後新会社の株式の種類及び数
再編後新会社の普通株式とする。株式の数については上記①に規定された株式の数（調整がなされた場合には調整後の株式の数）を株式交換、株式移転、合併または会社分割の比率（以下、「割当比率」という。）に応じて調整するものとし、調整により1株未満の端数が出た場合にこれを切り捨てる。
 - ③新株予約権の行使に際して出資される金額
出資金額は、次の算式により計算決定し、計算による1円未満は切り上げる。
当社組織編成後出資金額＝当社組織再編前出資額×1/割当比率
 - ④新株予約権行使期間
上記に定める期間の開始日または当社組織再編の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める期間の満了日までとする。
 - ⑤株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
下記（注）5. に準じて決定する。
 - ⑥新株予約権の新株予約権の行使の条件
上記（注）3. に準じて定める。
 - ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - ⑧新株予約権の行使の条件
上記3. に準じて決定する。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 平成27年11月16日開催の取締役会決議により、平成27年12月3日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。記載内容は分割後の内容を記載しております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年9月30日 (注) 1	1,344	115,872	5,319	155,319	5,319	85,319
平成26年11月19日 (注) 1	3,024	118,896	11,968	167,288	11,968	97,288
平成27年6月10日 (注) 1	240	119,136	949	168,238	949	98,238
平成27年12月3日 (注) 2	2,263,584	2,382,720	—	168,238	—	98,238

(注) 1. 第1回新株予約権権利行使による増加であります。

2. 平成27年11月16日開催の取締役会決議により、平成27年12月3日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。

(5) 【所有者別状況】

平成28年1月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100 株)							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	2	—	4	—	—	6	12	—
所有株式数 (単元)	—	1,882	—	5,004	—	—	16,936	23,822	520
所有株式数 の割合(%)	—	7.90	—	21.01	—	—	71.09	100.00	—

(注) 1. 自己株式478,740株は、「個人その他」に4,787単元、「単元未満株式の状況」に40株含まれております。

2. 平成27年12月3日開催の臨時株主総会により、1単元を100株とする単元制度を採用しております。また、平成27年11月16日開催の取締役会決議により平成27年12月3日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式数は2,263,584株増加し、2,382,720株となっております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成28年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 478,700	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,903,900	19,035	—
単元未満株式	普通株式 120	—	—
発行済株式総数	2,382,720	—	—
総株主の議決権	—	19,035	—

(注) 平成27年12月3日開催の臨時株主総会により、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。また、平成27年11月16日開催の取締役会決議により、平成27年12月3日付で普通株式1株につき20株に割合で株式分割を行っております。

② 【自己株式等】

平成28年1月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ウィルプラスホ ールディングス	東京都大田区南千束1丁 目3番8号	478,700	—	478,700	20.09
計	—	478,700	—	478,700	20.09

(注) 平成27年11月16日開催の取締役会決議により、平成27年12月3日付で1株を20株に分割しております。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第2回新株予約権（平成21年6月23日 臨時株主総会議）

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

決議年月日	平成21年6月23日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名、子会社取締役3名、子会社従業員3名（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

（注） 付与対象者の取締役の退任による権利譲渡により、本書提出日現在では、当社取締役3名、子会社取締役1名、子会社従業員4名となっております。

第3回新株予約権（平成27年6月18日 臨時株主総会議）

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

決議年月日	平成27年6月18日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名、子会社従業員46名（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

（注） 付与対象者の取締役就任ならびに退職等があったため、本書提出日現在では、当社取締役2名、子会社取締役2名、子会社従業員43名となっております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	3,734	106,005	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	23,937	—	478,740	—

(注) 平成27年11月16日開催の取締役会決議により、平成27年12月3日付で普通株式1株を20株に分割しております。

3 【配当政策】

当社グループは、財務体質の強化及び安定的な経営基盤の確保が重要であると考え、過去においては配当を行っておりません。現状においては、内部留保の拡充を図り、既存事業の新規出店や改装等の設備投資に充当するほか、人材確保や経営効率化を図るためのシステム構築、また事業規模拡大のための再投資をしております。

しかしながら、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つと捉えており、将来的には、経営成績及び財政状態を総合的に勘案した上で、内部留保の拡充を図りながらも適正な利益還元の実施を検討していく方針であります。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めておりますが、剰余金の配当は期末配当の年1回を基本方針としております。配当の決定機関は、期末配当については定時株主総会、中間配当については取締役会であります。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性 7 名 女性 1 名（役員のうち女性の比率－％）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	—	成瀬 隆章	昭和45年7月21日生	平成7年4月 千葉トヨベツト㈱入社 平成8年8月 ㈱さんふらわあ入社 平成10年3月 同社取締役就任 ㈱マツダアンフィニさんふらわあ 取締役就任 ㈱フォードさんふらわあ取締役就 任 平成10年12月 ㈱福岡クライスラー(現 チェッカ ーモータース㈱)取締役就任 平成12年10月 ㈱カーセブンディベロプメント取 締役就任 平成13年2月 ㈱マツダアンフィニさんふらわあ 代表取締役就任 平成16年3月 ㈱福岡クライスラー代表取締役就 任 平成19年10月 ㈱ウイルブラスホールディングス 代表取締役就任(現任) 平成20年1月 ㈱フォービラーズ代表取締役就任 平成20年7月 チェッカーモータース㈱代表取締 役就任(現任) 平成22年4月 ウイルブラスモーターレン㈱代表取 締役就任(現任) 平成24年4月 ㈱湘南ベルマーレ取締役就任 平成26年4月 帝欧オート㈱代表取締役就任(現 任) ㈱帝欧オートサービス代表取締役 就任(現任)	(注) 3	1,112,120
常務取締役	管理本部長	柴田 学爾	昭和47年10月24日	平成8年4月 三菱商事㈱入社 平成22年4月 チェッカーモータース㈱入社 当社経営管理本部総務部長 平成22年7月 当社執行役員経営管理本部長 平成24年1月 当社常務執行役員管理本部長兼企 画本部長 平成25年2月 当社取締役常務執行役員管理本部 長兼企画本部長 平成26年9月 当社常務取締役執行役員管理本部 長(現任) 平成26年9月 チェッカーモータース㈱取締役就 任(現任) ウイルブラスモーターレン㈱取締役 就任(現任) 帝欧オート㈱取締役就任(現任)	(注) 3	32,060
取締役	—	齊田 勇	昭和47年2月3日生	平成6年4月 ㈱ケーユー入社 平成17年1月 ㈱トヨタユーゼック入社 平成17年8月 ㈱福岡クライスラー(現 チェッカ ーモータース㈱)入社 同社クライスラー・ジープ福岡支 店長 平成18年4月 同社執行役員福岡営業統括部長 平成19年9月 同社取締役就任 平成19年10月 当社取締役就任 平成20年4月 ㈱福岡クライスラー専務取締役就 任 平成26年9月 当社取締役就任(現任) ウイルブラスモーターレン㈱代表取 締役専務就任 チェッカーモータース㈱取締役就 任 帝欧オート㈱取締役就任(現任) 平成27年9月 チェッカーモータース㈱代表取締 役専務就任(現任) ウイルブラスモーターレン㈱取締役 就任(現任)	(注) 3	50,660

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	—	廣田 聡	昭和52年7月8日生	平成14年10月 平成20年8月 平成21年10月 平成26年4月 平成27年4月 平成27年9月	三井安田法律事務所（現三井法律事務所）入所 Haynes and Boone LLP入所 アント・キャピタル・パートナーズ株式会社入社 株式会社ビーグリー入社 HCA法律事務所開業 代表弁護士（現任） 当社取締役就任（現任）	(注) 3	—
監査役 (常勤)	—	野田 光治	昭和29年2月21日	昭和52年4月 平成16年4月 平成20年4月 平成22年4月 平成26年4月 平成26年9月	住友海上火災保険㈱（現 三井住友海上火災保険㈱）入社 三井住友海上火災保険㈱北海道本部北海道損害サービス部長 同社理事兼千葉埼玉本部埼玉損害サポート部長 独立行政法人自動車事故対策機構監事 当社監査役就任（現任） チェッカーモータース㈱監査役就任（現任） ウイルプラスモーターレン㈱監査役就任（現任） 帝欧オート㈱監査役就任（現任）	(注) 4	—
監査役	—	岩渕 信夫	昭和28年2月28日	昭和50年2月 平成9年7月 平成26年7月 平成27年1月	監査法人太田哲三事務所（現 新日本有限責任監査法人）入所 代表社員（現 シニアパートナー）就任 ㈱ビジネスブレイン太田昭和 常勤監査役就任（現任） 公認会計士岩渕信夫事務所設立 所長就任（現任） 当社監査役就任（現任）	(注) 4	—
監査役	—	宮島 渉	昭和49年9月5日	平成14年4月 平成17年3月 平成17年10月 平成23年12月 平成26年1月 平成27年6月 平成27年9月	司法書士・土地家屋調査士神田事務所入所 中央青山PwCコンサルティング株式会社（現みらいコンサルティング株式会社）入社 司法書士登録、独立開業 弁護士登録（第二東京弁護士会） 法律事務所フロンティア・ロー入所 同事務所代表弁護士（現任） ユニバーサル・サウンドデザイン株式会社 社外取締役（現任） 当社監査役就任（現任）	(注) 4	—
計							1, 194, 840

- (注) 1. 取締役廣田聡は、社外取締役であります。
2. 監査役野田光治、岩渕信夫、宮島渉は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、平成27年12月3日開催の臨時株主総会終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、平成27年12月3日開催の臨時株主総会の終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 当社は、法令に定める監査役員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりです。

氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (株)
島田容男	昭和44年2月2日	平成3年10月 平成7年9月 平成20年4月 平成20年5月	監査法人トーマツ入所 公認会計士登録 税理士登録 コンビタント税理士法人 代表社員（現任）	—

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社におけるコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方は、企業価値の最大化を図るにあたり、社会のためぐ
るしい変化に対応し、効率のかつ、法令等を遵守する健全な経営体制を構築することであり、そのために、各
ステークホルダーと関係強化及び経営統治機能の更なる充実を図ることにより、透明性のある経営を確保すると
ともに、適正かつ迅速なディスクロージャーに努めてまいります。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の状況

[illegible]

当社は、会社法の規定に則り、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。

取締役会は、取締役4名及び監査役3名で構成され、当社グループの重要な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行を監督する機関と位置付けており、経営状況や業績の報告が行われ、経営課題等について審議・決議しております。原則として、月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することで迅速な経営の意思決定を行っております。

監査役会は、監査役3名で構成され、原則として、月1回の定時監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催することとしております。監査役は、監査役会が定めた監査方針・計画に従い、取締役の職務の執行を監督しております。

経営執行会は、当社グループの部長以上及び内部監査室長で構成され、取締役会の議事に係る会社にとって重要な事項について審議しております。原則として、月2回開催することとしております。

(内部監査部門)

社長直轄の組織である内部監査室を設置し、専従者1名を配置しております。内部監査室長は、内部監査規程及び内部監査計画に従って独立した立場で、当社グループの内部監査を実施しております。

(会計監査人)

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しており、会計監査を受けております。

(コンプライアンス委員会)

当社は、コンプライアンス遵守に向けた取り組みを行う機関として、コンプライアンス委員会を設置しており、代表取締役社長を委員長とし、各取締役、執行役員、内部監査室を委員により構成され、年2回定例で開催するほか、必要な都度開催することとしております。

ロ 内部統制システムの整備状況

当社は、平成26年11月17日の取締役会にて、「内部監査システムの基本方針」を決議しており、概要は以下のとおりです。

1. 取締役並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①内部統制システム全体を統括し、業務の適正性、有効性及び効率性を確保し、企業価値の維持・向上を図るために、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置する。
- ②当社グループは、企業理念を着実に遂行することを目的とし、遵守、留意すべき事項としてウィルプラスグループ コンプライアンス・マニュアル（以下「コンプライアンス・マニュアル」という）制定する。また、上位規程としてコンプライアンスの遂行、監督を目的としてコンプライアンス規程を制定し周知徹底を図る。
- ③法令及び定款違反その他コンプライアンス上問題がある事実についての発見者は、コンプライアンス規程に基づく方法により、社内に設置する相談窓口に報告を行う。当社グループは、通報内容を秘守し、通報者に対する不利益な取扱いを行わない。
- ④当社グループの事業活動に関連する法令については、コンプライアンス委員会より法務情報を社内に提供して予防措置を講じると共に取締役及び使用人の職務の執行に当たっては、顧問弁護士、公認会計士等と十分に協議し、適切な助言を得て適法に処理を行う。

なお、社内外の環境の変化に対応して常に社内諸規程の適正な整備を行う。

- ⑤内部監査室は、業務執行部門から独立するものとし、内部監査規程に基づき、当社グループにおける法令、定款及び社内規程の遵守状況の適正性及び効率性につき、定期的に監視を行う。
- ⑥監査役は独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①株主総会議事録、取締役会議事録など、その職務執行に係る文書その他重要な情報を法令及び規程に基づき作成し、文書管理規程に基づき適切に保存し管理する。
- ②取締役会議長である代表取締役は、これらの文書及び情報の保存及び管理を監視・監督する責任者とする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①企業活動に関わるリスクについて把握すると共に、それぞれのリスクに対しリスクの発生を未然に防止するための手続き、リスクの管理、発生したリスクへの対処方法等を規定した危機管理規程を制定し、リスクコントロールを図る。
- ②有事の際の損失の拡大を防止するため、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備すると共に、再発防止策を講じる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定例取締役会を月1回開催し、経営上の基本方針及び重要事項の決定と業務執行の監督を行う。
- ②職務執行に関する権限及び責任については、業務分掌規程及び職務権限規程等においてそれぞれ詳細に定める。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社グループは、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加え、関係会社管理規程、コンプライアンス規程、コンプライアンス・マニュアル等のグループとしての規範、規則等の整備を行う。
 - ②グループ会社間の取引は、社会規範および関係会社管理規程、コンプライアンス規程、コンプライアンス・マニュアル等に照らし適切なものとする。
 - ③代表取締役は、各事業に関して担当役員を任命し、グループ各社が適切な内部統制システムの整備及び構築すると共に、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要に応じて是正を行う。
 - ④内部監査室は、子会社の内部監査を実施または統括し、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保するために、改善策の指導・支援・助言を行う。
 - ⑤当社は、財務報告の適正性及び信頼性確保のため、当社グループにおける財務報告に係る全社的な内部統制及び個別業務プロセスの統制システムを整備し、また適正かつ有効な運用及び評価を行う。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は監査役職務の補助使用人は設置していないものの、必要に応じて補助使用人を置くこととする。
7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
補助使用人の取締役からの独立性を確保するため、補助使用人は取締役の指揮命令は受けないものとする。
また、当該期間中の任命、異動、評価等については、監査役の意見を尊重するものとする。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ①代表取締役等は、取締役会等の重要な会議において随時その担当業務の執行状況を報告する。
 - ②取締役及び使用人は、会社の信用の大幅な低下、会社の業績への重大な悪影響、社内規程の重大な違反、その他会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した場合は、速やかに監査役に報告する。
 - ③監査役が、取締役会のほか重要な会議へ出席すると共に、関係書類の閲覧を行える体制を整備する。また取締役及び使用人は、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について、監査役に報告する。
 - ④監査役への報告が、誠実に漏れなく行われるため、書簡、メール、面談等により報告が十分になされる体制を整備する。
9. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①監査役は、代表取締役、取締役、監査法人、内部監査室とそれぞれ定期的に意見交換を開催する。
 - ②監査役が、当社グループ各社の監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士その他の外部アドバイザーを活用する。
10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- ①当社グループは、コンプライアンス・マニュアル、不当要求対応マニュアル等行動規範等に基づき、反社会的勢力等への対応体制を整備する。
 - ②コンプライアンス・マニュアル、不当要求対応マニュアル等を遵守し、反社会的勢力等との関係遮断および不当要求等に対する拒絶等について、弁護士や警察等とも連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

② リスク管理体制及びコンプライアンス体制の整備状況

当社では、事業運営上の様々なリスクについて、取締役会、経営執行会でリスク管理に努め、リスクの把握及び検討並びに対策を図るように体制を構築しております。

さらに不測の出来事により経営危機が発生した場合、直面する危機に対して、適切かつ迅速に対応することにより、企業価値の損失を最小限に抑制することを目的として、危機管理規程を定めております。

また、コンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を目的とするコンプライアンス規程を定め、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を定期的に開催しております。

③ 内部監査及び監査役監査

当社の内部監査につきましては、代表取締役社長直轄の内部監査室（室長1名）が内部監査業務を実施しております。年間の内部監査計画に則り全部門に対して監査を実施し、監査結果については代表取締役社長に都度報告する体制となっております。

監査役監査につきましては、監査役 3 名により構成されております。監査役監査計画にて定められた内容に基づき監査を行い、原則として月 1 回開催される監査役会において情報共有を図っております。また、監査役は定期的に内部監査担当者と共に会計監査人と意見交換等を行っており、三者間で情報共有することで、連携を図っております。

④ 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名であります。

社外取締役の廣田聡氏は、弁護士としての経験・見識が豊富であり、高い専門的知見を当社経営に活かしていただけるものと判断し選任しております。同氏は、当社との間で人的・資金的関係、又は取引関係、その他の重要な利害関係はありません。

社外監査役の野田光治氏は、大手損害保険会社で培った豊富な経験及び知識を有しており、業務執行及び経営監視に関する公正性を確保するため選任しております。同氏は、当社との間で人的・資金的関係、又は取引関係、その他の重要な利害関係はありません。

社外監査役の岩淵信夫氏は、公認会計士として会計・税務に精通し、監査に有する十分な見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し選任しております。同氏は、当社との間で人的・資金的関係、又は取引関係、その他の重要な利害関係はありません。

社外監査役の宮島渉氏は、弁護士としての経験・見識が豊富であり、高い専門的知見を当社経営に活かしていただけるものと判断し選任しております。同氏は、当社との間で人的・資金的関係、又は取引関係、その他の重要な利害関係はありません。

当社は社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準について明確に定めたものではありませんが、その選任に際しては、見識や専門的な知見に基づく客観的かつ確かな監督または監査が遂行できることを個別に判断しております。

⑤ 役員報酬の内容

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員の区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	ストックオプション	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	81,246	81,246	—	—	—	3
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—	—
社外役員	6,671	6,671	—	—	—	4

(注) 取締役の報酬には使用人分給与を含んでおりません。

ロ 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上の報酬を受けている役員が存在しないため、記載しておりません。

ハ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、取締役の報酬については、株主総会で総枠の決議を得ております。株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会の一任を受けた代表取締役社長が各取締役の職務と責任及び実績に応じて決定することとしております。

⑥ 株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外である投資株式

銘柄数 1銘柄

貸借対照表計上額の合計金額 2,037千円

ロ 保有目的が純投資目的以外である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
(最近事業年度の前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
Volvo B	1,300	2,715	取引関係の維持強化

(最近事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
Volvo B	1,300	2,037	取引関係の維持強化

- ハ 保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

⑦ 会計監査の状況

会計監査につきましては、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結して会計監査を受けております。なお、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、岡本和巳氏及び小野淳史氏の2名であります。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行役員と当社の間には、特別な利害関係はありません。また、継続監査年数が7年を超える者はありません。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士14名、その他6名、合計20名であります。

⑧ 取締役の定数

取締役の員数は3名以上8名以内とする旨を定款で定めております。

⑨ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑩ 株主総会の特別決議の要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権を3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑪ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

⑫ 責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

⑬ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとした事項

イ 中間配当制度に関する事項

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年12月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

ロ 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸政策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
提出会社	5,500	—	9,000	—
連結子会社	—	—	—	—
計	5,500	—	9,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近連結会計年度の前連結会計年度)

該当事項はありません。

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近連結会計年度の前連結会計年度)

該当事項はありません。

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社は、監査報酬等の決定に関する方針は、特に定めておりませんが、監査法人から監査計画書を基に算定された監査報酬の見積額の提示を受け、監査計画の内容等を監査法人と協議し、規模、特性、監査日数及び監査従事者の構成等を勘案したうえで、取締役会の決議にて決定しております。

第5 【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表ならびに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成25年7月1日から平成26年6月30日まで）及び当連結会計年度（平成26年7月1日から平成27年6月30日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（平成25年7月1日から平成26年6月30日まで）及び当事業年度（平成26年7月1日から平成27年6月30日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成27年10月1日から平成27年12月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成27年7月1日から平成27年12月31日まで）に係わる四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容の把握及びその変更に適切に対応し、財務報告の適正を確保することの重要性を強く認識しております。そのために、監査法人と密接な連携を図るとともに、監査法人主催のセミナーへの参加や、専門書籍の購読等により、積極的な情報収集に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年 6 月 30 日)	当連結会計年度 (平成27年 6 月 30 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	976,441	974,633
売掛金	212,907	207,688
商品	※1 2,346,701	※1 2,188,675
仕掛品	22,658	39,770
原材料及び貯蔵品	120,444	131,155
繰延税金資産	102,149	110,339
未収入金	309,988	324,881
その他	114,708	159,852
貸倒引当金	△3,655	△2,260
流動資産合計	4,202,344	4,134,736
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	854,220	1,131,831
減価償却累計額	△349,306	△401,748
建物及び構築物 (純額)	504,913	730,084
機械装置及び運搬具	※1 637,112	※1 683,051
減価償却累計額	△148,547	△180,860
機械装置及び運搬具 (純額)	488,565	502,190
工具、器具及び備品	189,743	196,396
減価償却累計額	△123,258	△134,098
工具、器具及び備品 (純額)	66,485	62,298
土地	512,303	420,069
その他	22,942	18,052
減価償却累計額	△13,427	△14,585
その他 (純額)	9,514	3,466
建設仮勘定	79,044	73,121
有形固定資産合計	1,660,826	1,791,231
無形固定資産		
のれん	701,278	606,406
その他	25,063	32,474
無形固定資産合計	726,342	638,880
投資その他の資産		
投資有価証券	2,715	2,037
敷金及び保証金	333,032	328,008
繰延税金資産	—	18,117
その他	44,737	41,224
投資その他の資産合計	380,485	389,388
固定資産合計	2,767,653	2,819,500
資産合計	6,969,997	6,954,237

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年 6 月30日)	当連結会計年度 (平成27年 6 月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※1 2, 297, 643	※1 1, 531, 355
短期借入金	600, 000	900, 000
1年内返済予定の長期借入金	270, 276	280, 356
未払金	326, 241	325, 350
未払法人税等	166, 993	160, 776
未払消費税等	80, 207	115, 299
前受金	372, 584	400, 461
賞与引当金	18, 508	18, 177
その他	72, 873	60, 284
流動負債合計	4, 205, 329	3, 792, 061
固定負債		
長期借入金	882, 042	732, 486
繰延税金負債	29, 140	10, 265
資産除去債務	18, 301	50, 372
その他	47, 353	33, 650
固定負債合計	976, 836	826, 774
負債合計	5, 182, 166	4, 618, 835

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年 6 月30日)	当連結会計年度 (平成27年 6 月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	155,319	168,238
資本剰余金	623,185	689,833
利益剰余金	1,396,673	1,812,785
自己株式	△387,394	△335,118
株主資本合計	1,787,784	2,335,739
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	46	△337
その他の包括利益累計額合計	46	△337
純資産合計	1,787,831	2,335,401
負債純資産合計	6,969,997	6,954,237

【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間
(平成27年12月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	816,502
売掛金	152,474
商品	2,671,028
仕掛品	44,186
原材料及び貯蔵品	151,682
その他	620,888
貸倒引当金	△2,096
流動資産合計	4,454,666
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物（純額）	891,293
その他（純額）	1,113,701
有形固定資産合計	2,004,994
無形固定資産	
のれん	558,970
その他	45,784
無形固定資産合計	604,754
投資その他の資産	373,255
固定資産合計	2,983,004
資産合計	7,437,670

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間
(平成27年12月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	1,901,574
短期借入金	1,000,000
1年内返済予定の長期借入金	280,356
未払法人税等	178,758
賞与引当金	17,594
その他	739,697
流動負債合計	4,117,981
固定負債	
長期借入金	605,668
資産除去債務	57,592
その他	39,421
固定負債合計	702,682
負債合計	4,820,663
純資産の部	
株主資本	
資本金	168,238
資本剰余金	689,833
利益剰余金	2,094,733
自己株式	△335,118
株主資本合計	2,617,687
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	△680
その他の包括利益累計額合計	△680
純資産合計	2,617,006
負債純資産合計	7,437,670

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年 7 月 1 日 至 平成26年 6 月30日)	当連結会計年度 (自 平成26年 7 月 1 日 至 平成27年 6 月30日)
売上高	17,146,271	19,072,485
売上原価	※1 13,394,432	※1 14,903,083
売上総利益	3,751,839	4,169,402
販売費及び一般管理費	※2 2,909,446	※2 3,463,450
営業利益	842,392	705,951
営業外収益		
受取利息	1,030	959
受取配当金	74	52
受取保険金	67,149	5,030
為替差益	—	812
その他	6,316	1,037
営業外収益合計	74,572	7,892
営業外費用		
支払利息	39,768	36,053
その他	6,650	4,790
営業外費用合計	46,419	40,843
経常利益	870,545	673,000
特別利益		
固定資産売却益	※3 357	※3 51,537
投資有価証券売却益	4,000	803
特別利益合計	4,357	52,341
特別損失		
固定資産売却損	※4 223	—
固定資産除却損	※5 6,081	※5 6,097
減損損失	※6 10,229	※6 6,469
その他	—	2,821
特別損失合計	16,534	15,388
税金等調整前当期純利益	858,368	709,952
法人税、住民税及び事業税	333,223	338,811
法人税等調整額	25,144	△44,971
法人税等合計	358,367	293,840
少数株主損益調整前当期純利益	500,000	416,111
当期純利益	500,000	416,111

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年 7 月 1 日 至 平成26年 6 月30日)	当連結会計年度 (自 平成26年 7 月 1 日 至 平成27年 6 月30日)
少数株主損益調整前当期純利益	500,000	416,111
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	※1 46	※1 △384
その他の包括利益合計	46	△384
包括利益	500,047	415,727
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	500,047	415,727

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成27年7月1日 至 平成27年12月31日)
売上高	9,819,826
売上原価	7,579,810
売上総利益	2,240,016
販売費及び一般管理費	※1 1,774,543
営業利益	465,473
営業外収益	
受取利息	421
受取保険金	2,555
その他	1,917
営業外収益合計	4,895
営業外費用	
支払利息	8,353
その他	1,162
営業外費用合計	9,515
経常利益	460,852
特別利益	
固定資産売却益	350
特別利益合計	350
特別損失	
固定資産除却損	1,616
特別損失合計	1,616
税金等調整前四半期純利益	459,587
法人税等	177,639
四半期純利益	281,948
親会社株主に帰属する四半期純利益	281,948

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成27年7月1日 至 平成27年12月31日)
四半期純利益	281,948
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	△343
その他の包括利益合計	△343
四半期包括利益	281,605
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	281,605

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	150,000	617,866	896,672	△387,394	1,277,144
当期変動額					
新株の発行	5,319	5,319			10,639
当期純利益			500,000		500,000
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	5,319	5,319	500,000	—	510,639
当期末残高	155,319	623,185	1,396,673	△387,394	1,787,784

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	—	—	1,277,144
当期変動額			
新株の発行			10,639
当期純利益			500,000
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	46	46	46
当期変動額合計	46	46	510,686
当期末残高	46	46	1,787,831

当連結会計年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	155,319	623,185	1,396,673	△387,394	1,787,784
当期変動額					
新株の発行	12,918	12,918			25,837
当期純利益			416,111		416,111
自己株式の処分		53,729		52,276	106,005
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	12,918	66,647	416,111	52,276	547,954
当期末残高	168,238	689,833	1,812,785	△335,118	2,335,739

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	46	46	1,787,831
当期変動額			
新株の発行			25,837
当期純利益			416,111
自己株式の処分			106,005
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△384	△384	△384
当期変動額合計	△384	△384	547,570
当期末残高	△337	△337	2,335,401

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年 7 月 1 日 至 平成26年 6 月 30 日)	当連結会計年度 (自 平成26年 7 月 1 日 至 平成27年 6 月 30 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	858,368	709,952
減価償却費	228,801	326,415
減損損失	10,229	6,469
のれん償却額	52,900	94,872
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△842	△1,394
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△6,135	△331
受取利息及び受取配当金	△1,105	△1,011
支払利息	39,768	36,053
為替差損益 (△は益)	—	△812
投資有価証券売却損益 (△は益)	△4,000	△803
有形固定資産売却損益 (△は益)	△134	△51,537
有形固定資産除却損	6,081	6,097
売上債権の増減額 (△は増加)	△20,331	26,231
たな卸資産の増減額 (△は増加)	245,870	△103,051
仕入債務の増減額 (△は減少)	△371,272	△764,700
その他	△174,001	3,908
小計	864,197	286,358
利息及び配当金の受取額	1,105	1,010
利息の支払額	△39,421	△36,041
法人税等の支払額	△466,903	△367,022
営業活動によるキャッシュ・フロー	358,977	△115,693
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の売却による収入	4,500	885
有形固定資産の取得による支出	△224,927	△278,618
有形固定資産の売却による収入	67,930	143,771
無形固定資産の取得による支出	△903	△19,730
貸付金の回収による収入	22,500	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	※2 △583,907	—
敷金及び保証金の回収による収入	20,108	11,062
敷金及び保証金の差入による支出	△53,053	△29,344
その他	97,332	△6,507
投資活動によるキャッシュ・フロー	△650,421	△178,481

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年 7 月 1 日 至 平成26年 6 月30日)	当連結会計年度 (自 平成26年 7 月 1 日 至 平成27年 6 月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	20,000	300,000
長期借入れによる収入	1,100,000	300,000
長期借入金の返済による支出	△670,745	△439,476
株式の発行による収入	10,639	25,837
自己株式の処分による収入	—	106,005
財務活動によるキャッシュ・フロー	459,894	292,366
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	168,450	△1,807
現金及び現金同等物の期首残高	807,991	976,441
現金及び現金同等物の期末残高	※1 976,441	※1 974,633

【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成27年7月1日 至 平成27年12月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	459,587
減価償却費	174,915
のれん償却額	47,436
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△163
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△583
受取利息及び受取配当金	△421
支払利息	8,353
固定資産売却損益 (△は益)	△350
固定資産除却損	1,616
売上債権の増減額 (△は増加)	7,688
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△700,576
仕入債務の増減額 (△は減少)	379,385
その他	△134,385
小計	242,501
利息及び配当金の受取額	421
利息の支払額	△8,374
法人税等の支払額	△161,397
営業活動によるキャッシュ・フロー	73,151
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△182,745
有形固定資産の売却による収入	350
無形固定資産の取得による支出	△20,030
敷金及び保証金の差入による支出	△8,003
敷金及び保証金の回収による収入	7,000
その他	△1,037
投資活動によるキャッシュ・フロー	△204,465
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	100,000
長期借入金の返済による支出	△126,818
財務活動によるキャッシュ・フロー	△26,818
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△158,131
現金及び現金同等物の期首残高	974,633
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 816,502

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自 平成25年 7 月 1 日 至 平成26年 6 月30日)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 4 社

連結子会社の名称

チェッカーモータース株式会社

ウイルプラスモトーレン株式会社

帝欧オート株式会社

株式会社帝欧オートサービス

帝欧オート株式会社及び株式会社帝欧オートサービスは、平成26年 4 月 1 日の株式取得に伴い、当連結会計年度より連結の範囲に含めています。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

a 時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

b 時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

a 商品：車両は個別法、部品等は移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

b 仕掛品：個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

c 原材料及び貯蔵品：主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

③ デリバティブ

時価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～47年

機械装置及び運搬具 2～15年

工具、器具及び備品 2～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金

③ ヘッジ方針

金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計を比較して有効性を判定しております。特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年間の定額法により償却しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

当連結会計年度(自 平成26年 7 月 1 日 至 平成27年 6 月30日)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 3 社

連結子会社の名称

チェッカーモータース株式会社

ウイルプラスモーターレン株式会社

帝欧オート株式会社

なお、株式会社帝欧オートサービスは、平成26年 7 月 1 日に当社の完全子会社である帝欧オート株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、同社を連結から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

a 時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

b 時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

a 商品：車両は個別法、部品等は移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

b 仕掛品：個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

c 原材料及び貯蔵品：主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

③ デリバティブ

時価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～47年

機械装置及び運搬具 2～15年

工具、器具及び備品 2～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金

③ ヘッジ方針

金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計を比較して有効性を判定しております。特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年間の定額法により償却しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

(連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年6月30日)	当連結会計年度 (平成27年6月30日)
商品	1,569,574千円	906,897千円
機械装置及び運搬具	249,503千円	91,266千円
計	1,819,077千円	998,164千円

	前連結会計年度 (平成26年6月30日)	当連結会計年度 (平成27年6月30日)
買掛金	2,114,633千円	1,299,832千円
計	2,114,633千円	1,299,832千円

※2 当座貸越契約

当社及び連結子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年6月30日)	当連結会計年度 (平成27年6月30日)
当座貸越限度額	1,700,000千円	3,050,000千円
借入実行残高	600,000千円	900,000千円
差引額	1,100,000千円	2,150,000千円

(連結損益計算書関係)

※1 期末たな卸高は収益性の低下による簿価切下げ後の金額であり、次のたな卸資産評価額が売上原価に含まれております。

前連結会計年度 (自 平成25年 7 月 1 日 至 平成26年 6 月30日)	当連結会計年度 (自 平成26年 7 月 1 日 至 平成27年 6 月30日)
55,749千円	60,593千円

※2 販管費及び一般管理費のうち主要な費目及びその金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (自 平成25年 7 月 1 日 至 平成26年 6 月30日)	当連結会計年度 (自 平成26年 7 月 1 日 至 平成27年 6 月30日)
給料手当	934,620千円
賞与引当金繰入額	5,723 〃
地代家賃	541,284 〃
減価償却費	216,202 〃
貸倒引当金繰入額	△643 〃
	1,096,827千円
	14,021 〃
	608,290 〃
	313,090 〃
	△628 〃

※3 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (自 平成25年 7 月 1 日 至 平成26年 6 月30日)	当連結会計年度 (自 平成26年 7 月 1 日 至 平成27年 6 月30日)
土地	357千円
機械装置及び運搬具	－千円
計	357千円
	51,491千円
	46千円
	51,537千円

※4 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (自 平成25年 7 月 1 日 至 平成26年 6 月30日)	当連結会計年度 (自 平成26年 7 月 1 日 至 平成27年 6 月30日)
建物及び構築物	223千円
計	223千円
	－千円
	－千円

※5 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (自 平成25年 7 月 1 日 至 平成26年 6 月30日)	当連結会計年度 (自 平成26年 7 月 1 日 至 平成27年 6 月30日)
建物及び構築物	3,497千円
機械装置及び運搬具	－千円
工具、器具及び備品	2,583千円
ソフトウェア	－千円
その他	－千円
計	6,081千円
	－千円
	3,452千円
	108千円
	498千円
	2,037千円
	6,097千円

※6 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

前連結会計年度（自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日）

場所	用途	種類	減損損失（千円）
東京都新宿区	事業用資産	建物及び工具、器具及び備品	10,229

当社グループは、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、営業店舗を基本単位として資産のグループ化を行っております。

資産グループ単位の収益等を踏まえて検証した結果、一部の営業店舗については、将来獲得するであろうキャッシュ・フローで帳簿価額を全額回収できる可能性が低いと認められることから、当連結会計年度において、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、使用価値については将来のキャッシュ・フローが見込めないため、零としております。

当連結会計年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

場所	用途	種類	減損損失（千円）
横浜市中区	事業用資産	建物及び工具、器具及び備品	6,469

当社グループは、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、営業店舗を基本単位として資産のグループ化を行っております。

資産グループ単位の収益等を踏まえて検証した結果、一部の営業店舗については、将来獲得するであろうキャッシュ・フローで帳簿価額を全額回収できる可能性が低いと認められることから、当連結会計年度において、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、使用価値については将来のキャッシュ・フローが見込めないため、零としております。

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年 7 月 1 日 至 平成26年 6 月30日)	当連結会計年度 (自 平成26年 7 月 1 日 至 平成27年 6 月30日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	74	△596
組替調整額	—	—
税効果調整前	74	△596
税効果額	△27	212
その他有価証券評価差額金	46	△384
その他の包括利益合計	46	△384

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成25年 7 月 1 日 至 平成26年 6 月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	114, 528	1, 344	—	115, 872

(変動事由の概要)

ストック・オプションの権利行使による増加 1, 344株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	27, 671	—	—	27, 671

3 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年 7 月 1 日 至 平成27年 6 月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	115, 872	3, 264	—	119, 136

(変動事由の概要)

ストック・オプションの権利行使による増加 3, 264株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	27, 671	—	3, 734	23, 937

(変動事由の概要)

売却による減少 3, 734株

3 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- ※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年 7 月 1 日 至 平成26年 6 月30日)	当連結会計年度 (自 平成26年 7 月 1 日 至 平成27年 6 月30日)
現金及び預金	976,441千円	974,633千円
現金及び現金同等物	976,441千円	974,633千円

- ※2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 平成25年 7 月 1 日 至 平成26年 6 月30日)

株式の取得により新たに帝欧オート株式会社(株式会社帝欧オートサービスを含む)を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに帝欧オート株式会社の株式の取得価額と帝欧オート株式会社取得のための支出との関係は次のとおりです。

流動資産	796,301千円
固定資産	955,634 〃
のれん	559,633 〃
流動負債	△923,642 〃
固定負債	△545,189 〃
株式の取得価額	842,736千円
現金及び現金同等物	△258,828 〃
差引：取得のための支出	583,907千円

当連結会計年度(自 平成26年 7 月 1 日 至 平成27年 6 月30日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前連結会計年度(平成26年6月30日)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

主として、販売管理システムにおけるホストコンピューター(工具、器具及び備品)及び車両を運搬するためのキャリアカー(車両運搬具)であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	8,220千円
1年超	10,136千円
合計	18,357千円

当連結会計年度(平成27年6月30日)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

主として、販売管理システムにおけるホストコンピューター(工具、器具及び備品)及び車両を運搬するためのキャリアカー(車両運搬具)であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	6,066千円
1年超	4,070千円
合計	10,136千円

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 平成25年 7 月 1 日 至 平成26年 6 月30日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に輸入車販売関連事業を行っており、設備投資計画に照らして、必要な資金は主に銀行借入により調達しております。また短期的な運転資金も銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は借入金の金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で5年後であります。

なお、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を行っております。デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。金利スワップ取引は特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク

当社グループは、営業債権について、各社における担当部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

② 市場リスク

デリバティブ取引の執行・管理については、社内規程に基づき稟議決裁を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク

当社グループは、当社で資金管理及び運用を行っております。資金調達に係る流動性リスクについては、管理部財務課が適時に資金繰計画を作成・更新することにより管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)参照)。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	976,441	976,441	—
(2) 売掛金	212,907	212,907	—
(3) 未収入金	309,988	309,988	—
資産計	1,499,337	1,499,337	—
(1) 買掛金	2,297,643	2,297,643	—
(2) 短期借入金	600,000	600,000	—
(3) 未払金	326,241	326,241	—
(4) 未払法人税等	166,993	166,993	—
(5) 長期借入金(1年内返済予定の 長期借入金を含む)	1,152,318	1,153,160	842
負債計	4,543,196	4,544,038	842
デリバティブ取引	—	—	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿によっております。

(5) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	平成26年6月30日
敷金及び保証金	333,032

敷金及び保証金は、市場価格がなく償還予定時期を合理的に見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	932,512	—	—	—
売掛金	212,907	—	—	—
未収入金	309,988	—	—	—
合計	1,455,408	—	—	—

(注4) 買掛金及び借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
買掛金	1,148,617	—	—	—	—	—
短期借入金	600,000	—	—	—	—	—
長期借入金	270,276	270,276	270,276	240,926	100,564	—
合計	2,018,893	270,276	270,276	240,926	100,564	—

当連結会計年度(自 平成26年 7 月 1 日 至 平成27年 6 月30日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に輸入車販売関連事業を行っており、設備投資計画に照らして、必要な資金は主に銀行借入により調達しております。また短期的な運転資金も銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は借入金の金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で5年後であります。

なお、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を行っております。デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。金利スワップ取引は特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク

当社グループは、営業債権について、各社における担当部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

② 市場リスク

デリバティブ取引の執行・管理については、社内規程に基づき稟議決裁を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク

当社グループは、当社で資金管理及び運用を行っております。資金調達に係る流動性リスクについては、管理部財務課が適時に資金繰計画を作成・更新することにより管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	974,633	974,633	—
(2) 売掛金	207,688	207,688	—
(3) 未収入金	324,881	324,881	—
資産計	1,507,203	1,507,203	—
(1) 買掛金	1,531,355	1,531,355	—
(2) 短期借入金	900,000	900,000	—
(3) 未払金	325,350	325,350	—
(4) 未払法人税等	160,776	154,874	—
(5) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	1,012,842	1,004,958	△7,883
負債計	3,930,324	3,916,539	△7,883
デリバティブ取引	—	—	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿によっております。

(5) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額
(単位：千円)

区分	平成27年6月30日
敷金及び保証金	328,008

敷金及び保証金は、市場価格がなく償還予定時期を合理的に見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	942,331	—	—	—
売掛金	207,688	—	—	—
未収入金	324,881	—	—	—
合計	1,474,901	—	—	—

(注4) 買掛金及び借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
買掛金	1,299,832	—	—	—	—	—
短期借入金	900,000	—	—	—	—	—
長期借入金	280,356	280,356	280,356	160,684	11,090	—
合計	2,480,188	280,356	280,356	160,684	11,090	—

(有価証券関係)

前連結会計年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額等のうち1年超(千円)	時価(千円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	84,970	64,930	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額等のうち1年超(千円)	時価(千円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	64,930	44,890	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

当社は未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしておりません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成19年10月25日	平成21年6月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3名	当社取締役2名 子会社取締役3名 子会社従業員3名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式7,248株	普通株式1,590株
付与日	平成19年10月25日	平成21年6月30日
権利確定条件	権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人のいずれかの地位を有している場合に限り行使することが出来る。 権利者が死亡した場合は、死亡の日から6ヶ月以内(但し、権利行使期間の末日が早く到来する場合は当該末日とする。)に限り、相続人は新株予約権の死亡時において本人が行使しうる新株予約権の数を上限として権利を行使できる。 その他の条件については当社が新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人のいずれかの地位を有している場合に限り行使することが出来る。 権利者が死亡した場合は、死亡の日から6ヶ月以内(但し、権利行使期間の末日が早く到来する場合は当該末日とする。)に限り、相続人は新株予約権の死亡時において本人が行使しうる新株予約権の数を上限として権利を行使できる。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成19年12月27日～平成27年12月26日(権利行使期間の最終日が当社の休日にあたる場合は、その前営業日が最終日となる。)	平成23年7月1日～平成33年6月30日(権利行使期間の最終日が当社の休日にあたる場合は、その前営業日が最終日となる。)

(注) 平成27年12月3日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、上記株式数は分割前の株式数で記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成19年10月25日	平成21年 6 月23日
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	5, 568	1, 590
権利確定	—	—
権利行使	1, 344	—
失効	—	—
未行使残	4, 224	1, 590

② 単価情報

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成19年10月25日	平成21年 6 月23日
権利行使価格 (円)	7, 916	10, 500
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (株)	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与されたストック・オプションの公正な評価単価は、当社が未公開企業であるため本源的価値によっております。本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は、DCF法により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- ① 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 31, 263千円
- ② 当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額 8, 176千円

当連結会計年度(自 平成26年 7 月 1 日 至 平成27年 6 月30日)

1. ストックオプションにかかる費用計上額及び科目名

当社は未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしておりません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成19年10月25日	平成21年 6 月23日	平成27年 6 月18日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役 3 名	当社取締役 2 名 子会社取締役 3 名 子会社従業員 3 名	当社取締役 2 名 子会社従業員46名
株式の種類及び付与数 (株)	普通株式7, 248株	普通株式1, 590株	普通株式7, 929株
付与日	平成19年10月25日	平成21年 6 月30日	平成27年 6 月30日
権利確定条件	権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人のいずれかの地位を有している場合に限り行使することが出来る。 権利者が死亡した場合は、死亡の日から6ヶ月以内(但し、権利行使期間の末日が早く到来する場合は当該末日とする。)に限り、相続人は新株予約権の死亡時において本人が行使しうる新株予約権の数を上限として権利を行使できる。 その他の条件については当社が新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人のいずれかの地位を有している場合に限り行使することが出来る。 権利者が死亡した場合は、死亡の日から6ヶ月以内(但し、権利行使期間の末日が早く到来する場合は当該末日とする。)に限り、相続人は新株予約権の死亡時において本人が行使しうる新株予約権の数を上限として権利を行使できる。	権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人のいずれかの地位を有している場合に限り行使することが出来る。 権利者が死亡した場合は、死亡の日から6ヶ月以内(但し、権利行使期間の末日が早く到来する場合は当該末日とする。)に限り、相続人は新株予約権の死亡時において本人が行使しうる新株予約権の数を上限として権利を行使できる。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成19年12月27日～平成27年12月26日(権利行使期間の最終日が当社の休日にあたる場合は、その前営業日が最終日となる。)	平成23年 7 月 1 日～平成33年 6 月30日(権利行使期間の最終日が当社の休日にあたる場合は、その前営業日が最終日となる。)	平成29年 6 月30日～平成37年 6 月 9 日(権利行使期間の最終日が当社の休日にあたる場合は、その前営業日が最終日となる。)

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成19年10月25日	平成21年 6 月23日	平成27年 6 月18日
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	7,929
失効	—	—	156
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	7,773
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	4,224	1,590	—
権利確定	—	—	—
権利行使	3,264	—	—
失効	960	—	—
未行使残	—	1,590	—

(注) 平成27年12月3日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、上記株式数は分割前の株式数で記載しております。

② 単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成19年10月25日	平成21年 6 月23日	平成27年 6 月18日
権利行使価格 (円)	7,916	10,500	30,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (株)	—	—	—

(注) 平成27年12月3日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、上記単価情報は分割前の株式数で記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与されたストック・オプションの公正な評価単価は、当社が未公開企業であるため本源的価値によっております。本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は、類似会社比準法、DCF法により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|-------------------------------|----------|
| ① 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 | 31,005千円 |
| ② 当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額 | 72,082千円 |

(税効果会計関係)

前連結会計年度(自 平成25年 7 月 1 日 至 平成26年 6 月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	13,229千円
未払事業所税	2,832 "
賞与引当金	8,063 "
貸倒引当金	1,209 "
未払賞与	32,327 "
たな卸資産評価損	20,690 "
資産除去債務	6,788 "
減損損失	53,386 "
その他	40,164 "
繰延税金資産小計	178,692千円
評価性引当額	△76,543 "
繰延税金資産合計	102,149千円
繰延税金負債	
土地	△26,884千円
資産除去債務に対応する除去費用	△2,229 "
投資有価証券評価差額金	△27 "
繰延税金負債合計	△29,140 "
繰延税金資産純額	73,008千円

(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	102,149千円
固定資産－繰延税金資産	—
流動負債－繰延税金負債	—
固定負債－繰延税金負債	△29,140千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	38.01%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	△0.51%
評価性引当額	0.76%
法人税額の特別控除	△0.52%
住民税均等割	0.24%
子会社税率差異	1.51%
のれん償却	2.20%
税率変更による影響	0.63%
その他	△0.57%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.75%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年7月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.01%から35.64%になります。

この税率変更による影響は、軽微であります。

当連結会計年度(自 平成26年 7 月 1 日 至 平成27年 6 月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	10,690千円
未払事業所税	2,587 "
賞与引当金	6,384 "
貸倒引当金	14,496 "
未払賞与	16,179 "
たな卸資産評価損	35,467 "
資産除去債務	17,909 "
減損損失	53,135 "
その他	42,304 "
繰延税金資産小計	199,155千円
評価性引当額	△68,460 "
繰延税金資産合計	130,695千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△12,503 "
繰延税金負債合計	△12,503 "
繰延税金資産純額	118,191千円

(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	110,339千円
固定資産－繰延税金資産	18,117 "
流動負債－繰延税金負債	—
固定負債－繰延税金負債	△10,265千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	35.64%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.17%
評価性引当額	△1.14%
住民税均等割等	0.66%
子会社税率差異	1.28%
のれん償却	4.76%
税率変更による影響	0.82%
その他	△0.80%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.39%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年 法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年 法律2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度からの法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成27年7月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については、従来の35.64%から33.10%に、平成28年7月1日以降に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については、32.34%となります。

この税率変更による影響は、軽微であります。

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 平成25年 7 月 1 日 至 平成26年 6 月30日)

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 帝欧オート株式会社

事業の内容 自動車の販売及び修理

なお、帝欧オート株式会社の子会社である以下の1社も同時に取得しました。

株式会社帝欧オートサービス

事業の内容 自動車の販売及び修理

② 企業結合を行った主な理由

自動車関連事業の規模の拡大と間接業務の一体的運用による効率化を図るとともに、自動車関連事業の競争力を高めることを目的としています。

③ 企業結合日

平成26年 4 月 1 日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後企業の名称

変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

企業結合日に取得した議決権比率 100.0%

取得後の議決権比率 100.0%

⑦ 取得企業を決定するに至った根拠

当社が現金を対価として全株式を取得したためであります。

(2) 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

平成26年 4 月 1 日から平成26年 6 月30日まで

(3) 被取得企業の取得原価及びその内容

取得の対価	現金	811,750千円
取得に直接要した費用	アドバイザー費用等	30,986千円
取得原価		842,736千円

(4) 発生したのれんの金額、発生要因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれんの金額

559,633千円

② 発生原因

取得原価が受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回ったため、その差額をのれんとして認識しております。

③ 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	796,301千円
固定資産	955,634千円
資産合計	1,751,935千円
流動負債	△923,642千円
固定負債	△545,189千円
負債合計	△1,468,832千円

(6) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響額の概算額及びその算定方法

売上高	2,951,000千円
営業利益	△35,972千円
経常利益	△35,972千円
税金等調整前当期純利益	△35,972千円
当期純利益	△36,778千円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、当社の連結財務諸表における売上高及び損益との差額を、影響の概算額としております。

また、企業結合時に認識されたのれん等が当連結会計年度開始の日に発生したものとし、償却額の調整を行い、算出しております。

なお、当該概算額は、監査証明を受けておりません。

当連結会計年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

共通支配下の取引等(子会社及び孫会社の合併)

(1) 取引の概要

① 対象となった事業の名称及びその事業の内容

帝欧オート株式会社(事業の内容:自動車の販売及び修理)

株式会社帝欧オートサービス(事業の内容:自動車の販売及び修理)

② 企業結合日

平成26年7月1日

③ 企業結合の法的形式

帝欧オート株式会社を吸収合併存続会社、株式会社帝欧オートサービスを吸収合併消滅会社とする吸収合併。

④ 企業結合後の名称

帝欧オート株式会社

⑤ その他取引の概要に関する事項

本合併はグループ会社再構築の一環として、業務効率化等を図ることを目的としている。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合会計に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日公表分)に基づき、共通支配下の取引として処理している。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

当社グループは、事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

当社グループは、事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

当社グループは、輸入車販売関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

当社グループは、輸入車販売関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在する有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在する有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

当社グループは、輸入車販売関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

当社グループは、輸入車販売関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

当社グループは輸入車販売関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

当社グループは輸入車販売関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成25年 7 月 1 日 至 平成26年 6 月30日)

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主(個人)及び役員	成瀬 隆章	—	—	当社 代表取締役	(被所有) 直接60.7	債務被保証	子会社銀行借入 に対する 債務被保証	284,970	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社の各連結子会社は、一部金融機関からの借入に対して債務保証を受けておりますが、本件債務保証行為に際し、保証料の支払いを行っておりません。

なお、取引金額には被保証債務の期末残高を記載しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年 7 月 1 日 至 平成27年 6 月30日)

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主(個人)及び役員	成瀬 隆章	—	—	当社 代表取締役	(被所有) 直接58.4	—	ストック・オプション の権利行使	16,718	—	—

(注) 平成19年10月25日開催の取締役会決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成25年 7 月 1 日 至 平成26年 6 月30日)	当連結会計年度 (自 平成26年 7 月 1 日 至 平成27年 6 月30日)
1株当たり純資産額	1,013.50円	1,226.60円
1株当たり当期純利益金額	284.53円	226.00円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。
3. 平成27年11月16日開催の取締役会決議により、平成27年12月3日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算出しております。

項目	前連結会計年度 (自 平成25年 7 月 1 日 至 平成26年 6 月30日)	当連結会計年度 (自 平成26年 7 月 1 日 至 平成27年 6 月30日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	500,000	416,111
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	500,000	416,111
普通株式の期中平均株式数(株)	1,757,318	1,841,233
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 平成25年 7 月 1 日 至 平成26年 6 月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年 7 月 1 日 至 平成27年 6 月30日)

当社は、平成27年11月16日開催の取締役決議により、平成27年12月3日付にて株式分割を行っております。また、平成27年12月3日開催の臨時株主総会決議により、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株採用の目的

当社株式の流動性向上と投資層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

2. 株式分割の概要

(1) 株式分割、単元株制度の採用の目的

平成27年12月2日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の保有する普通株式を1株当たり20株の割合をもって分割いたしました。

(2) 分割により増加した株式数

株式分割前の発行済株式数	119,136株
今回の分割により増加した株式数	2,263,584株
株式分割後の発行済株式総数	2,382,720株
株式分割後の発行可能株式総数	8,000,000株

(3) 株式分割の効力発生日

平成27年12月3日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたものとして算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

(5) 新株予約権の調整

今回の株式分割に伴い、効力発生日と同時に新株予約権の目的となる株式数と1株当たりの行使価額を以下のとおり調整しております

	調整前		調整後	
	株式数(株)	行使価格(円)	株式数(株)	行使価格(円)
第2回新株予約権	1,590	10,500	31,800	525
第3回新株予約権	7,773	30,000	155,460	1,500

(6) 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

該当事項はありません。

(会計方針の変更等)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、第1四半期連結会計期間の期首以降実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更いたします。加えて、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成27年7月1日 至 平成27年12月31日)	
給料及び手当	569,445	千円
賞与引当金繰入額	13,234	〃
地代家賃	307,571	〃
減価償却費	168,498	〃
貸倒引当金繰入額	△163	〃

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成27年7月1日 至 平成27年12月31日)
現金及び預金	816,502千円
現金及び現金同等物	816,502千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期連結累計期間(自 平成27年7月1日 至 平成27年12月31日)

当社グループは、輸入車販売関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第2四半期連結累計期間 (自 平成27年7月1日 至 平成27年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	148.08
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	281,948
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	281,948
普通株式の期中平均株式数(株)	1,903,980
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 平成27年11月16日開催の取締役会決議により、平成27年12月3日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、当四半期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり四半期純利益金額を算出しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】（平成27年6月30日現在）

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	600,000	900,000	0.330	—
1年以内に返済予定の長期借入金	270,276	280,356	0.778	—
1年以内に返済予定のリース債務	5,180	2,541	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	882,042	732,486	0.786	平成28年7月31日～ 平成31年9月30日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	5,154	1,198	—	平成28年7月22日～ 平成28年12月31日
その他有利子負債 買掛金	1,148,617	1,299,832	1.04	—
合計	2,911,270	3,216,415	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分しているため、「平均利率」を記載しておりません

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	280,356	280,356	160,684	11,090
リース債務	1,198	—	—	—

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定より記載を省略しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年 6 月30 日)	当事業年度 (平成27年 6 月30 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	15,063	67,269
貯蔵品	86	2,144
前払費用	30,371	26,248
関係会社短期貸付金	—	800,000
繰延税金資産	6,955	8,569
未収入金	※1 57,789	※1 67,084
流動資産合計	110,266	971,317
固定資産		
有形固定資産		
建物	6,095	6,095
減価償却累計額	△3,125	△3,659
建物（純額）	2,970	2,435
工具、器具及び備品	1,760	2,326
減価償却累計額	△1,110	△1,113
工具、器具及び備品（純額）	650	1,213
有形固定資産合計	3,620	3,648
無形固定資産		
ソフトウェア	17,524	26,087
無形固定資産合計	17,524	26,087
投資その他の資産		
関係会社株式	1,432,840	1,432,840
その他	39,860	45,866
投資その他の資産合計	1,472,701	1,478,706
固定資産合計	1,493,846	1,508,443
資産合計	1,604,113	2,479,760

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年 6 月30 日)	当事業年度 (平成27年 6 月30 日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	400,000	500,000
関係会社短期借入金	150,000	800,000
1年内返済予定の長期借入金	150,036	120,036
未払金	※1 41,906	※1 47,695
未払費用	544	714
未払法人税等	17,729	56,465
前受収益	—	910
賞与引当金	2,894	1,920
その他	11,021	26,881
流動負債合計	774,131	1,554,624
固定負債		
長期借入金	482,442	326,606
繰延税金負債	55	41
資産除去債務	206	209
その他	300	—
固定負債合計	483,004	326,856
負債合計	1,257,135	1,881,481
純資産の部		
株主資本		
資本金	155,319	168,238
資本剰余金		
資本準備金	85,319	98,238
その他資本剰余金	537,866	591,595
資本剰余金合計	623,185	689,833
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△44,133	75,325
利益剰余金合計	△44,133	75,325
自己株式	△387,394	△335,118
株主資本合計	346,977	598,279
純資産合計	346,977	598,279
負債純資産合計	1,604,113	2,479,760

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年 7 月 1 日 至 平成26年 6 月30日)	当事業年度 (自 平成26年 7 月 1 日 至 平成27年 6 月30日)
営業収益	※1 492,062	※1 635,346
営業費用	※2 401,617	※2 439,228
営業利益	90,444	196,117
営業外収益		
受取利息	15	※1 6,238
その他	42	77
営業外収益合計	58	6,315
営業外費用		
支払利息	※1 7,059	※1 13,607
その他	1	114
営業外費用合計	7,061	13,721
経常利益	83,441	188,711
税引前当期純利益	83,441	188,711
法人税、住民税及び事業税	33,580	70,880
法人税等調整額	1,092	△1,628
法人税等合計	34,672	69,252
当期純利益	48,768	119,458

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成25年 7 月 1 日 至 平成26年 6 月30日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	150,000	80,000	537,866	617,866
当期変動額				
新株の発行	5,319	5,319		5,319
当期純利益				
当期変動額合計	5,319	5,319	—	5,319
当期末残高	155,319	85,319	537,866	623,185

	株主資本				純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
当期首残高	△92, 902	△92, 902	△387, 394	287, 569	287, 569
当期変動額					
新株の発行				10, 639	10, 639
当期純利益	48, 768	48, 768		48, 768	48, 768
当期変動額合計	48, 768	48, 768	—	59, 407	59, 407
当期末残高	△44, 133	△44, 133	△387, 394	346, 977	346, 977

当事業年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	155,319	85,319	537,866	623,185
当期変動額				
新株の発行	12,918	12,918		12,918
当期純利益				
自己株式の処分			53,729	53,729
当期変動額合計	12,918	12,918	53,729	66,647
当期末残高	168,238	98,238	591,595	689,833

	株主資本				純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
当期首残高	△44,133	△44,133	△387,394	346,977	346,977
当期変動額					
新株の発行				25,837	25,837
当期純利益	119,458	119,458		119,458	119,458
自己株式の処分			52,276	106,005	106,005
当期変動額合計	119,458	119,458	52,276	251,301	251,301
当期末残高	75,325	75,325	△335,118	598,279	598,279

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 4～6年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

3 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～15年
----	-------

工具、器具及び備品	4～6年
-----------	------

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア(自社利用分)	5年(社内における利用可能期間)
---------------	------------------

3 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年6月30日)	当事業年度 (平成27年6月30日)
未収入金	57,787千円	67,082千円
未払金	30,465千円	30,405千円

偶発債務

金融機関等からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

	前事業年度 (平成26年6月30日)		当事業年度 (平成27年6月30日)
ウイルブラスモーターレン(株)	183,300千円	ウイルブラスモーターレン(株)	143,220千円
		チェッカーモータース(株)	64,930千円
計	183,300千円	計	208,150千円

関係会社の仕入債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。

	前事業年度 (平成26年6月30日)		当事業年度 (平成27年6月30日)
チェッカーモータース(株)	814,267千円	チェッカーモータース(株)	296,999千円
ウイルブラスモーターレン(株)	966,015千円	ウイルブラスモーターレン(株)	825,850千円
帝欧オート(株)	334,349千円	帝欧オート(株)	176,983千円
計	2,114,633千円	計	1,299,832千円

(損益計算書関係)

※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年 7 月 1 日 至 平成26年 6 月30日)	当事業年度 (自 平成26年 7 月 1 日 至 平成27年 6 月30日)
営業収益	492,062千円	635,346千円
受取利息	— "	6,197 "
支払利息	1,629 "	7,278 "

※2 営業費用はすべて一般管理費であり、主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年 7 月 1 日 至 平成26年 6 月30日)	当事業年度 (自 平成26年 7 月 1 日 至 平成27年 6 月30日)
給料及び手当	225,194千円	249,064千円
賞与引当金繰入額	2,894 "	1,920 "
減価償却費	15,402 "	17,818 "
法定福利費	28,573 "	30,057 "
業務委託費	18,759 "	21,751 "

(有価証券関係)

前事業年度(平成26年6月30日)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：千円)

区分	平成26年6月30日
関係会社株式	1,432,840
計	1,432,840

当事業年度(平成27年6月30日)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：千円)

区分	平成27年6月30日
関係会社株式	1,432,840
計	1,432,840

(税効果会計関係)

前事業年度(平成26年6月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	1,281千円
賞与引当金	1,031 "
未払賞与	4,557 "
関係会社株式	12,789 "
その他	203 "
繰延税金資産小計	19,864千円
評価性引当額	△12,908 "
繰延税金資産合計	6,955千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△55 "
繰延税金負債合計	△55 "
繰延税金資産純額	6,900千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	38.01%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.18%
住民税均等割等	0.35%
税率変更による影響	0.55%
評価性引当額	△0.39%
その他	△0.15%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.55%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年7月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年7月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、従来の38.01%から35.64%になります。

この税率変更による影響は、軽微であります。

当事業年度(平成27年6月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	3,994千円
賞与引当金	635千円
未払賞与	3,860 "
関係会社株式	11,878 "
その他	177 "
繰延税金資産小計	20,546千円
評価性引当額	△11,977 "
繰延税金資産合計	8,569千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△41 "
繰延税金負債合計	△41 "
繰延税金資産純額	8,528千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年 法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年 法律2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成27年7月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、従来の35.64%から33.10%に、平成28年7月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、32.34%となります。

この税率変更による影響は、軽微であります。

(企業結合等関係)

前事業年度(平成26年6月30日)

1. 取得による企業結合

連結財務諸表の「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

当事業年度(平成27年6月30日)

1. 共通支配下の取引等

連結財務諸表の「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

当社は、平成27年11月16日開催の取締役決議により、平成27年12月3日付にて株式分割を行っております。また、平成27年12月3日開催の臨時株主総会決議により、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

2. 株式分割の概要

(1) 株式分割、単元株制度の採用の目的

平成27年12月2日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の保有する普通株式を1株当たり20株の割合をもって分割いたしました。

(2) 分割により増加した株式数

株式分割前の発行済株式数	119,136株
今回の分割により増加した株式数	2,263,584株
株式分割後の発行済株式総数	2,382,720株
株式分割後の発行可能株式総数	8,000,000株

(3) 株式分割の効力発生日

平成27年12月3日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は以下のとおりとなります。

前事業年度（自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日）

	当事業年度 (自 平成25年7月1日至 平成26年6月30日)
1株当たり純資産額	196.70円
1株当たり当期純利益金額	27.75円

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

当事業年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

	当事業年度 (自 平成26年7月1日至 平成27年6月30日)
1株当たり純資産額	314.23円
1株当たり当期純利益金額	64.88円

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

(5) 新株予約権の調整

今回の株式分割に伴い、効力発生日と同時に新株予約権の目的となる株式数と1株当たりの行使価額を以下のとおり調整しております

	調整前		調整後	
	株式数(株)	行使価格(円)	株式数(株)	行使価格(円)
第2回新株予約権	1,590	10,500	31,800	525
第3回新株予約権	7,773	30,000	155,460	1,500

(6) 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

④ 【附属明細表】（平成27年6月30日現在）

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	6,095	—	—	6,095	3,659	534	2,435
工具、器具及び備品	1,760	1,178	613	2,326	1,113	616	1,213
有形固定資産計	7,856	1,178	613	8,421	4,772	1,150	3,648
無形固定資産							
ソフトウェア	72,431	25,230	1,147	96,514	70,426	16,667	26,087
無形固定資産計	72,431	25,230	1,147	96,514	70,426	16,667	26,087
長期前払費用	—	—	—	—	—	—	—
繰延資産	—	—	—	—	—	—	—
繰延資産計	—	—	—	—	—	—	—

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品 自社構築VPN網 1,040千円

ソフトウェア CRMsシステム改修作業 25,230千円

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	2,894	1,920	2,894	—	1,920

(2) 【主な資産及び負債の内容】（平成27年6月30日現在）

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後 3 ヶ月以内
基準日	毎年 6 月 30 日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年 12 月 31 日 毎年 6 月 30 日
1 単元の株式数	100 株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国本支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所（注） 1	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国本支店
買取手数料（注） 2	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は電子公告とする。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載して行う。 電子公告掲載URL http://www.willplus.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注） 1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。
- 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動 年月日	移動前 所有者の 氏名又は名称	移動前 所有者の 住所	移動前 所有者の 提出会社との 関係等	移動後 所有者の氏名 又は名称	移動後 所有者の 住所	移動後 所有者の 提出会社との 関係等	移動株数 (株)	価格(単価) (円)	移動理由
平成25年 9月17日	高橋 弘	東京都 新宿区	当社 元従業員	齊田 勇	福岡県 大野城市	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10位)	新株予約権 30個 注6.	無償	所有者の退職に伴う譲渡
平成25年 9月17日	高橋 弘	東京都 新宿区	当社 元従業員	柴田 学爾	神奈川県 横浜市 青葉区	特別利害関係者等(当社常務取締役、大株主上位10位)	新株予約権 30個 注6.	無償	所有者の退職に伴う譲渡
平成25年 9月18日	高橋 弘	東京都 新宿区	当社 元従業員	齊田 勇	福岡県 大野城市	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10位)	普通株式 75	1,050,000 (14,000) 注4.	所有者の退職に伴う譲渡
平成25年 9月19日	高橋 弘	東京都 新宿区	当社 元従業員	柴田 学爾	神奈川県 横浜市 青葉区	特別利害関係者等(当社常務取締役、大株主上位10位)	普通株式 75	1,050,000 (14,000) 注4.	所有者の退職に伴う譲渡
平成25年 9月30日	—	—	—	成瀬 隆章	東京都 品川区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10位)	普通株式528	4,179,648 (7,916) 注5.	新株予約権の権利行使
平成25年 9月30日	—	—	—	齊田 勇	福岡県 大野城市	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10位)	普通株式384	3,039,744 (7,916) 注5.	新株予約権の権利行使
平成25年 9月30日	—	—	—	柴田 学爾	神奈川県 横浜市 青葉区	特別利害関係者等(当社常務取締役、大株主上位10位)	普通株式432	3,419,712 (7,916) 注5.	新株予約権の権利行使
平成26年 11月17日	成瀬 隆章	東京都 品川区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長、大株主上位10名)	齊田 勇	福岡県 大野城市	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10位)	新株予約権 480個 注7.	無償	所有者の事情による
平成26年 11月17日	成瀬 隆章	東京都 品川区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長、大株主上位10名)	柴田 学爾	神奈川県 横浜市 青葉区	特別利害関係者等(当社常務取締役、大株主上位10位)	新株予約権 528個 注7.	無償	所有者の事情による
平成26年 11月19日	—	—	—	成瀬 隆章	東京都 品川区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10位)	普通株式 2,016	15,958,656 (7,916) 注5.	新株予約権の権利行使
平成26年 11月19日	—	—	—	齊田 勇	福岡県 大野城市	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10位)	普通株式480	3,799,680 (7,916) 注5.	新株予約権の権利行使
平成26年 11月19日	—	—	—	柴田 学爾	神奈川県 横浜市 青葉区	特別利害関係者等(当社常務取締役、大株主上位10位)	普通株式528	4,179,648 (7,916) 注5.	新株予約権の権利行使

移動 年月日	移動前 所有者の 氏名又は名称	移動前 所有者の 住所	移動前 所有者の 提出会社との 関係等	移動後 所有者の氏名 又は名称	移動後 所有者の 住所	移動後 所有者の 提出会社との 関係等	移動株数 (株)	価格(単価) (円)	移動理由
平成27年 6月10日	—	—	—	成瀬 隆章	東京都 品川区	特別利害 関係者等(当 社代表務取 締役、大株 主上位10 位)	普通株式 96	759,936 (7,916) 注5.	新株予約権 の権利行使

(注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）への上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等（従業員持株会を除く。以下1において同じ）が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（平成25年7月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第229条の3第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載するものとしてとされております。

2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとしてとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

(1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下、「役員等」という。）、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員

(2) 当社の大株主上位10名

(3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員

(4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社

4. 移動価格は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）及び類似会社比準方式により算出した価格ならびに直近取引事例を参考にし、当事者間で協議の上、決定した価格であります。

5. 移動価格は、新株予約権の行使条件による価格であります。

6. 新株予約権は、行使価格が1個につき10,500円であり、行使によって発行すべき株数は1株であります。

7. 新株予約権は、行使価格が1個につき379,968円であり、行使によって発行すべき株数は48株であります。

8. 平成27年11月16日開催の取締役会決議により、平成27年12月3日付で1株を20株とする株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割前の内容を記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①	株式②	新株予約権①
発行（処分）年月日	平成26年10月16日	平成26年12月26日	平成27年6月30日
種類	普通株式	普通株式	第3回新株予約権 (ストックオプション)
処分数	401株	3,333株	普通株式7,929株
発行（処分）価格	15,000円（注）4	30,000円（注）5	30,000円（注）7
資本組入額	—	—	15,000円
発行（処分）価額の総額	6,015,000円	99,990,000円	237,870,000円
資本組入額の総額	—（注）6	—（注）6	118,935,000円
発行（処分）方法	第三者割当の方法による自己株式の処分	第三者割当の方法による自己株式の処分	平成27年6月18日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	（注）2	（注）2	（注）3

（注）1．第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、平成27年6月30日であります。
- 2．同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式（以下「割当株式」という。）を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
 - 3．同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 - 4．安定株主及び当社の企業価値の向上を目的としたもので、発行価格は、配当還元方式により算出した価格ならびに直近取引事例を参考にして、当事者間での協議の上、決定した価格であります。
 - 5．株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）、類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、当事者間の協議の上、決定した価格であります。
 - 6．自己株式の処分のため資本組入額はありません。
 - 7．株式の発行価額及び行使に関して払込をなすべき金額は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）、類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

8. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①
行使時の払込金額	1株につき30,000円
行使期間	平成29年6月30日から 平成37年6月9日まで
行使の条件	① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役または使用人であることを要する。 ② 新株予約権者が死亡した場合は、死亡の日から6ヶ月以内（但し、権利行使期間の末日が早く到来する場合は、当該末日までとする。）に限り、相続人は、新株予約権者の死亡時において本人が行使しうる新株予約権の数を上限として権利行使することができる。 ③ その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

（注）退職等により従業員1名156株分の権利が喪失しております。

9. 平成27年11月16日開催の取締役会決議により、平成27年12月3日付で、1株を20株とする株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割前の内容を記載しております。

2 【取得者の概況】

株式①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
ウィルプラス社員持株 会理事長 湯原 信行	東京都大田区南千束1丁目3番8号	当社の社員持 株会	401	6,015,000 (15,000)	特別利害関係者 等（大株主上位 10位）当社社員 持株会

（注）平成27年12月3日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、上記単価及び株数は分割前の数値で記載しております。

株式②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
損害保険ジャパン日本 興亜株式会社 取締役社長 二宮雅也 資本金700億円	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	保険業	3,333	99,990,000 (30,000)	特別利害関係者 等（大株主上位 10位）

（注）平成27年12月3日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、上記単価及び株数は分割前の数値で記載しております。

第3回新株予約権（ストック・オプション）平成27年6月18日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
齊田 勇	福岡県大野城市	会社役員	700	21,000,000 (30,000)	特別利害関係者 等（大株主上位 10位）（当社の 取締役）
柴田 学爾	神奈川県横浜市青葉区	会社役員	700	21,000,000 (30,000)	特別利害関係者 等（大株主上位 10位）（当社の 取締役）
立石 俊光	福岡県糟屋郡須恵町	会社役員	408	12,240,000 (30,000)	当社子会社の取 締役
渡邊 光一	東京都町田市	会社員	408	12,240,000 (30,000)	当社子会社の従 業員
大橋 政明	埼玉県さいたま市見沼区	会社員	372	11,160,000 (30,000)	当社子会社の従 業員
原口 識弘	福岡県筑紫野市	会社役員	372	11,160,000 (30,000)	当社子会社の取 締役
飯田 陽二郎	東京都八王子市	会社員	341	10,230,000 (30,000)	当社子会社の従 業員
渡邊 隆寛	福岡県古賀市	会社員	310	9,300,000 (30,000)	当社子会社の従 業員
市川 雅	埼玉県草加市	会社員	310	9,300,000 (30,000)	当社子会社の従 業員
桑原 秀晴	東京都練馬区	会社員	192	5,760,000 (30,000)	当社子会社の従 業員
稲生 直彦	東京都世田谷区	会社員	186	5,580,000 (30,000)	当社子会社の従 業員
湯原 信行	神奈川県横浜市港北区	会社員	176	5,280,000 (30,000)	当社子会社の従 業員
松下 裕和	福岡県福岡市中央区	会社員	156	4,680,000 (30,000)	当社子会社の従 業員
早川 修一	福岡県遠賀郡岡垣町	会社員	156	4,680,000 (30,000)	当社子会社の従 業員
原 賢行	埼玉県さいたま市緑区	会社員	156	4,680,000 (30,000)	当社子会社の従 業員
嶋崎 淳一	東京都豊島区	会社員	156	4,680,000 (30,000)	当社子会社の従 業員
吉武 優一	福岡県筑紫野市	会社員	130	3,600,000 (30,000)	当社子会社の従 業員
池田 太朗	福岡県北九州市八幡西区	会社員	120	3,600,000 (30,000)	当社子会社の従 業員
足立 訓隆	東京都中野区	会社員	120	3,600,000 (30,000)	当社子会社の従 業員
香月 勇	福岡県北九州市小倉南区	会社員	120	3,600,000 (30,000)	当社子会社の従 業員
久良木 啓介	福岡県北九州市小倉南区	会社員	110	3,300,000 (30,000)	当社子会社の従 業員
川北 健一	神奈川県鎌倉市	会社員	100	3,000,000 (30,000)	当社子会社の従 業員
村上 善政	福岡県福津市	会社員	100	3,000,000 (30,000)	当社子会社の従 業員
山本 高資	福岡県福岡市城南区	会社員	100	3,000,000 (30,000)	当社子会社の従 業員
森本 修	福岡県北九州市八幡西区	会社員	96	2,880,000 (30,000)	当社子会社の従 業員
目時 俊一	神奈川県藤沢市	会社員	96	2,880,000 (30,000)	当社子会社の従 業員
堀 邦年	神奈川県相模原市中央区	会社員	96	2,880,000 (30,000)	当社子会社の従 業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
矢吹 祥之	東京都江東区	会社員	96	2,880,000 (30,000)	当社子会社の従業員
大熊 浩幸	埼玉県川口市	会社員	96	2,880,000 (30,000)	当社子会社の従業員
中島 剛	福岡県北九州市小倉北区	会社員	96	2,880,000 (30,000)	当社子会社の従業員
阿部 芳久	福岡県大野城市	会社員	96	2,880,000 (30,000)	当社子会社の従業員
宮野 康	東京都板橋区	会社員	96	2,880,000 (30,000)	当社子会社の従業員
田中 重光	埼玉県川口市	会社員	80	2,400,000 (30,000)	当社子会社の従業員
津久井 哲郎	東京都三鷹市	会社員	80	2,400,000 (30,000)	当社子会社の従業員
宝蔵寺 保典	福岡県福岡市早良区	会社員	80	2,400,000 (30,000)	当社子会社の従業員
澁谷 健一	埼玉県鴻巣市	会社員	80	2,400,000 (30,000)	当社子会社の従業員
常盤 崇	東京都杉並区	会社員	72	2,160,000 (30,000)	当社子会社の従業員
中田 紘平	福岡県福岡市早良区	会社員	72	2,160,000 (30,000)	当社子会社の従業員
階戸 真樹雄	東京都江東区	会社員	72	2,160,000 (30,000)	当社子会社の従業員
片淵 一也	神奈川県横浜市都筑区	会社員	72	2,160,000 (30,000)	当社子会社の従業員
工藤 寿	東京都大田区	会社員	72	2,160,000 (30,000)	当社子会社の従業員
宮崎 和夫	神奈川県横浜市旭区	会社員	66	1,980,000 (30,000)	当社子会社の従業員
奥田 昭一	福岡県大野城市	会社員	60	1,800,000 (30,000)	当社子会社の従業員
三苫 健一郎	福岡県福岡市東区	会社員	60	1,800,000 (30,000)	当社子会社の従業員
長谷川 睦高	福岡県福岡市博多区	会社員	60	1,800,000 (30,000)	当社子会社の従業員
坂本 頼彦	東京都大田区	会社員	50	1,500,000 (30,000)	当社子会社の従業員
田中 一之	福岡県飯塚市	会社員	50	1,500,000 (30,000)	当社子会社の従業員

(注) 1. 平成27年12月3日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、上記の割当株数及び単価は株式分割前の株数及び単価で記載しております。

2. 退職等の理由により、新株予約権における権利を喪失した者に関する記載は省略しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
成瀬 隆章 ※1、2	東京都品川区	1,114,320 (2,200)	43.36 (0.09)
株式会社ウィルプラスホールディングス ※6	東京都大田区南千束1丁目3番8号	478,740	18.63
株式会社ゼロ ※1	神奈川県川崎市幸区堀川町580番地ソリッドスクエア西館6階	143,400	5.58
みずほキャピタル第3号投資事業有限責任組合 ※1	東京都千代田区内幸町1丁目2番1号	142,840	5.56
三菱UFJキャピタル3号投資事業有限責任組合 ※1	東京都中央区日本橋1丁目7番17号	142,840	5.56
三井住友海上火災保険株式会社 ※1	東京都千代田区神田駿河台3丁目9番	121,680	4.73
齊田 勇 ※1、3	福岡県大野城市	85,660 (35,000)	3.33 (1.36)
りそなキャピタル2号投資事業組合 ※1	東京都中央区日本橋茅場町1丁目10番5号 エスエフ茅場町ビル2階	71,420	2.78
損害保険ジャパン日本興亜株式会社 ※1	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	66,660	2.59
柴田 学爾 ※1、3	神奈川県横浜市青葉区	52,660 (20,600)	2.05 (0.80)
ウィルプラス社員持株会 ※1	東京都大田区南千束1丁目3番8号	17,420	0.68
立石 俊光 ※4	福岡県糟屋郡須恵町	10,760 (8,840)	0.42 (0.34)
渡邊 光一 ※5	東京都町田市	8,320 (8,320)	0.32 (0.32)
大橋 政明 ※5	埼玉県さいたま市見沼区	7,800 (7,800)	0.30 (0.30)
原口 識弘 ※4	福岡県筑紫野市	7,440 (7,440)	0.29 (0.29)
飯田 陽二郎 ※5	東京都八王子市	6,820 (6,820)	0.27 (0.27)
渡邊 隆寛 ※5	福岡県古賀市	6,200 (6,200)	0.24 (0.24)
市川 雅 ※5	埼玉県草加市	6,200 (6,200)	0.24 (0.24)
松下 裕和 ※5	福岡県福岡市中央区	4,080 (3,120)	0.16 (0.12)
桑原 秀晴 ※5	東京都練馬区	3,840 (3,840)	0.15 (0.15)
稲生 直彦 ※5	東京都世田谷区	3,720 (3,720)	0.14 (0.14)
湯原 信行 ※5	神奈川県横浜市港北区	3,520 (3,520)	0.14 (0.14)
早川 修一 ※5	福岡県遠賀郡岡垣町	3,120 (3,120)	0.12 (0.12)
原 賢行 ※5	埼玉県さいたま市緑区	3,120 (3,120)	0.12 (0.12)
嶋崎 淳一 ※5	東京都豊島区	3,120 (3,120)	0.12 (0.12)
吉武 優一 ※5	福岡県筑紫野市	2,600 (2,600)	0.10 (0.10)
池田 太朗 ※5	福岡県北九州市八幡西区	2,400 (2,400)	0.09 (0.09)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
足立 訓隆 ※5	東京都中野区	2,400 (2,400)	0.09 (0.09)
香月 勇 ※5	福岡県北九州市小倉南区	2,400 (2,400)	0.09 (0.09)
森本 修 ※5	福岡県北九州市八幡西区	2,320 (2,320)	0.09 (0.09)
久良木 啓介 ※5	福岡県北九州市小倉南区	2,200 (2,200)	0.09 (0.09)
川北 健一 ※5	神奈川県鎌倉市	2,000 (2,000)	0.08 (0.08)
村上 善政 ※5	福岡県福津市	2,000 (2,000)	0.08 (0.08)
山本 高資 ※5	福岡県福岡市城南区	2,000 (2,000)	0.08 (0.08)
目時 俊一 ※5	神奈川県藤沢市	1,920 (1,920)	0.07 (0.07)
堀 邦年 ※5	神奈川県相模原市中央区	1,920 (1,920)	0.07 (0.07)
矢吹 祥之 ※5	東京都江東区	1,920 (1,920)	0.07 (0.07)
大熊 浩幸 ※5	埼玉県川口市	1,920 (1,920)	0.07 (0.07)
中島 剛 ※5	福岡県北九州市小倉北区	1,920 (1,920)	0.07 (0.07)
阿部 芳久 ※5	福岡県大野城市	1,920 (1,920)	0.07 (0.07)
宮野 康 ※5	東京都板橋区	1,920 (1,920)	0.07 (0.07)
田中 重光 ※5	埼玉県川口市	1,600 (1,600)	0.06 (0.06)
津久井 哲郎 ※5	東京都三鷹市	1,600 (1,600)	0.06 (0.06)
宝蔵寺 保典 ※5	福岡県福岡市早良区	1,600 (1,600)	0.06 (0.06)
澁谷 健一 ※5	埼玉県鴻巣市	1,600 (1,600)	0.06 (0.06)
常盤 崇 ※5	東京都杉並区	1,440 (1,440)	0.06 (0.06)
中田 紘平 ※5	福岡県福岡市早良区	1,440 (1,440)	0.06 (0.06)
階戸 真樹雄 ※5	東京都江東区	1,440 (1,440)	0.06 (0.06)
片渕 一也 ※5	神奈川県横浜市都筑区	1,440 (1,440)	0.06 (0.06)
工藤 寿 ※5	東京都大田区	1,440 (1,440)	0.06 (0.06)
宮崎 和夫 ※5	神奈川県横浜市旭区	1,320 (1,320)	0.05 (0.05)
奥田 昭一 ※5	福岡県大野城市	1,320 (1,320)	0.05 (0.05)
三苫 健一郎 ※5	福岡県福岡市東区	1,320 (1,320)	0.05 (0.05)
長谷川 睦高 ※5	福岡県福岡市博多区	1,320 (1,320)	0.05 (0.05)
坂本 頼彦 ※5	東京都大田区	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
田中 一之 ※5	福岡県飯塚市	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
計	—	2,569,980 (187,260)	100.00 (7.29)

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

1. 特別利害関係者等（大株主上位10名）
2. 特別利害関係者等（当社代表取締役社長）
3. 特別利害関係者等（当社取締役）
4. 特別利害関係者等（子会社取締役）
5. 当社及び子会社従業員
6. 自己株式

2. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

平成28年2月12日

株式会社ウイルプラスホールディングス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岡 本 和 巳 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小 野 淳 史 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウイルプラスホールディングスの平成25年7月1日から平成26年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウイルプラスホールディングス及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年2月12日

株式会社ウイルプラスホールディングス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岡 本 和 巳 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小 野 淳 史 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウイルプラスホールディングスの平成26年7月1日から平成27年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウイルプラスホールディングス及び連結子会社の平成27年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年2月12日

株式会社ウイルプラスホールディングス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡 本 和 巳 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 野 淳 史 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウイルプラスホールディングスの平成27年7月1日から平成28年6月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成27年10月1日から平成27年12月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成27年7月1日から平成27年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ウイルプラスホールディングス及び連結子会社の平成27年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年2月12日

株式会社ウイルプラスホールディングス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡 本 和 巳 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 野 淳 史 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウイルプラスホールディングスの平成25年7月1日から平成26年6月30日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウイルプラスホールディングスの平成26年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年2月12日

株式会社ウイルプラスホールディングス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 岡 本 和 巳 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小 野 淳 史 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウイルプラスホールディングスの平成26年7月1日から平成27年6月30日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウイルプラスホールディングスの平成27年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

